
第 1 編 基本対策編

《目 次》

第1章 総則	1
1 策定の目的	1
2 基本姿勢	1
3 活動要領の構成	2
4 活動要領の対象	2
5 活動要領の修正	3
第2章 被害想定	4
1 発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラス（L2）の地震・津波	4
2 発生頻度の高い一定程度（L1）の地震・津波	6
第3章 活動要領の適用	8
第4章 応急対策業務	10
1 応急対策業務の設定	10
2 主な応急対策業務	16
3 応急対策業務遂行のための必要人数	31
第5章 業務継続体制の現状と対応策	32
1 人的資源の確保	32
2 業務執行環境の確保	45
第6章 南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応	57
1 南海トラフ地震臨時情報の概要	57
2 南海トラフ地震臨時情報発表時の参集について	59
3 臨時情報（調査中、巨大地震注意又は巨大地震警戒）が発表された場合の対応	62
第7章 活動要領の定着に向けて	77
1 年度当初に各所属が行うこと	77
2 各応急対策業務マニュアルの策定	78
3 研修・訓練の実施	78

第1章 総則

1 策定の目的

南海トラフ地震が発生した場合、県は、平常時と比べて人員や庁舎機能等の業務資源が低下している状況下で、経験したことのない膨大な応急業務と災害時であっても実施すべき優先通常業務を、迅速かつ適切に実施することが必要となる。また、被災からの復旧と平常化に伴い、行政機能を早期に回復させることも必要である。

この「高知県南海トラフ地震応急対策活動要領（以下「活動要領」という）」は、発災後の災害対策本部・支部の業務や各所属の業務継続の視点を踏まえた応急対策業務のあり方、被災下の参集方法等職員がとるべき行動についてタイムライン（時系列の行動計画表）を定め、すべての職員があらかじめ十分に理解することで、来るべき南海トラフ地震に県庁組織として備えるために策定するものである。

2 基本姿勢

南海トラフ地震が発生した場合の高知県の対策の基本姿勢は、次のとおりとする。

- ◎職員の安全を確保しつつ、全庁を挙げた災害対応体制をただちに確立する
- ◎原則、通常業務はすべて停止する
- ◎発災後3日以内は人命救助に関する業務を最優先する

3 活動要領の構成

本活動要領は、次の2編で構成する。

第1編

「基本対策編」では、活動要領の適用基準、応急対策業務と業務継続体制等、対応の基本的事項を示す。

第2編

「応急対策業務編」では、災害対策本部及び支部、各所属の応急対策業務とその実施時期を示す。

4 活動要領の対象

(1) 対象とする機関

本活動要領は、知事部局、公営企業局、教育委員会事務局、各種委員会事務局を対象とする。

(2) 業務の実施期間の設定

① 南海トラフ地震発生時

本活動要領で発災後1ヶ月間を計画対象期間とし、災害発生後の時間区分について、図表1-1の5フェーズに分ける。

図表 1-1 業務の実施期間の設定

フェーズ	時間区分(※)	考え方
第1フェーズ	地震発生から 発災後3時間以内	初動体制を確立する。沿岸部においては、津波から県民を守る業務が最優先となる。 なお、津波が沈静化するまでは二次災害を防ぐために、ほとんどの業務を遂行できない。
第2フェーズ	発災後1日以内	応急活動を開始し、特に重要な業務は早期に着手する。
第3フェーズ	発災後3日以内	72時間が経過すると生存率が急激に低下すると言われており、人命救助にかかわる業務を最優先とする。
第4フェーズ	発災後2週間以内	被災者の避難生活の確保、生活環境の改善が優先業務となる。
第5フェーズ	発災後1か月以内	2週間目から日常業務を徐々に再開する。

※「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き（内閣府）」より

第1編 基本対策編 第1章 総則

② 南海トラフ地震臨時情報発表時

南海トラフ沿いで異常な現象（マグニチュード6.8以上の地震等）が観測された場合や、地震発生の可能性が相対的に高まっていると評価された場合等に、気象庁から発表される「南海トラフ地震臨時情報」に係る業務の考え方については、図表1-2のとおりとする。

図表 1-2 南海トラフ地震臨時情報発表時における業務の考え方（※1）

情報区分	考え方
「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発表された場合	大規模地震発生の可能性が、平常時と比べて相対的に高まるおそれがある。 このため、迅速に初動体制の確立を図り、各部局の応急業務や関係機関との連絡体制などを確認する。
「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表された場合	大規模地震発生の可能性が、平常時と比べて百倍程度高い状況である。 このため、地震発生から1週間、大規模地震に対して警戒する措置をとり、下欄の巨大地震注意における対応に加え、市町村が、事前避難対象地域に適切に避難指示等を発令できるよう、必要な情報の提供と積極的な助言により、市町村の支援を行う。 また、南海トラフ地震臨時情報の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報等の住民に密接に関係のある事項について周知する。 地震発生から1週間、大規模地震が発生しないまま経過した場合には、その後更に1週間、巨大地震注意における対応を継続する。
「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表された場合	大規模地震発生の可能性が、平常時と比べて数倍程度高い状況である。 このため、地震発生から1週間、住民へ「日頃からの地震への備え（※2）」の再確認や「特別な備え（※3）」を呼び掛ける。 また、南海トラフ地震臨時情報の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報等の住民に密接に関係のある事項について周知する。
「南海トラフ地震臨時情報（調査終了）」が発表された場合	大規模地震発生の可能性が、平常時と比べて相対的に高まっていないと評価された場合に発表されることから、対応を終了する。

※1：「考え方」については、「南海トラフ地震防災対策推進基本計画（中央防災会議）」及び「南海トラフ地震臨時情報防災対応ガイドライン（内閣府）」、「高知県地域防災計画（地震及び津波災害対策編）」を参考とする

※2：避難場所や避難経路の確認、家族との連絡手段の確認、家具等の固定、非常食などの備蓄の確認 など

※3：昼夜問わず津波警報等が発表されても速やかに避難し命を守ることができるよう、すぐに逃げられる態勢の維持や非常持出品の常時携帯などの特別な備え

5 活動要領の修正

この活動要領は、組織体制の見直しや応急救助機関との連携の進展、各所属の災害対策の変更、今後発生する災害の教訓等必要に応じて随時修正するものとする。

第2章 被害想定

職員は、南海トラフを震源とする地震による県内の地震・津波の被害想定を正しく理解し、平時から各々の所属が発災後にどのような役割を担い、どう行動するのか意識を持っておく必要がある。

本活動要領における被害想定は、令和7年3月に内閣府が公表した新たな被害想定を基に、最新の地形データや構造物データを反映して、より精緻な震度分布・津波浸水予測を推計し、被害を想定した次の2つとする（令和7年10月、令和8年3月高知県公表）。

- 1) 発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラス（L2）の地震・津波
- 2) 発生頻度の高い一定程度（L1）の地震・津波

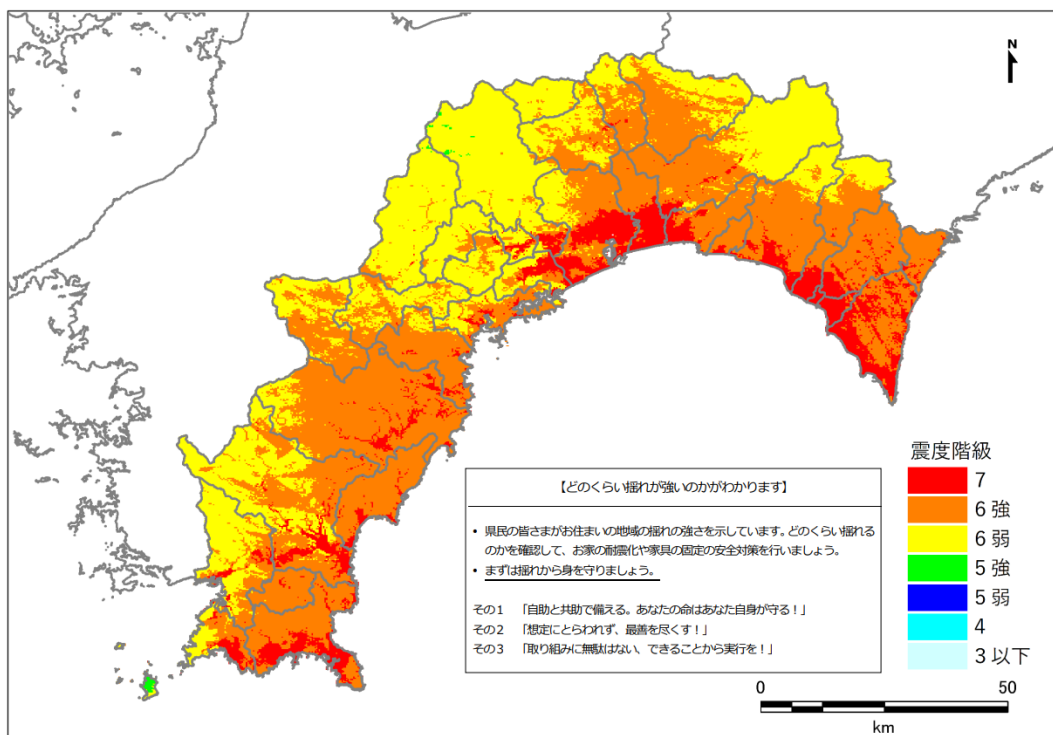
1 発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラス（L2）の地震・津波

最大クラスの地震・津波の発生確率は極めて低いものの、こうした地震、津波も起こりうるということを念頭に置いておくことが必要である。

(1) 震度

発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラス（L2）の地震による震度分布予測は図表2-1のとおりであり、震度7の市町村が33市町村、震度6強の市町村が1市町村となっている。

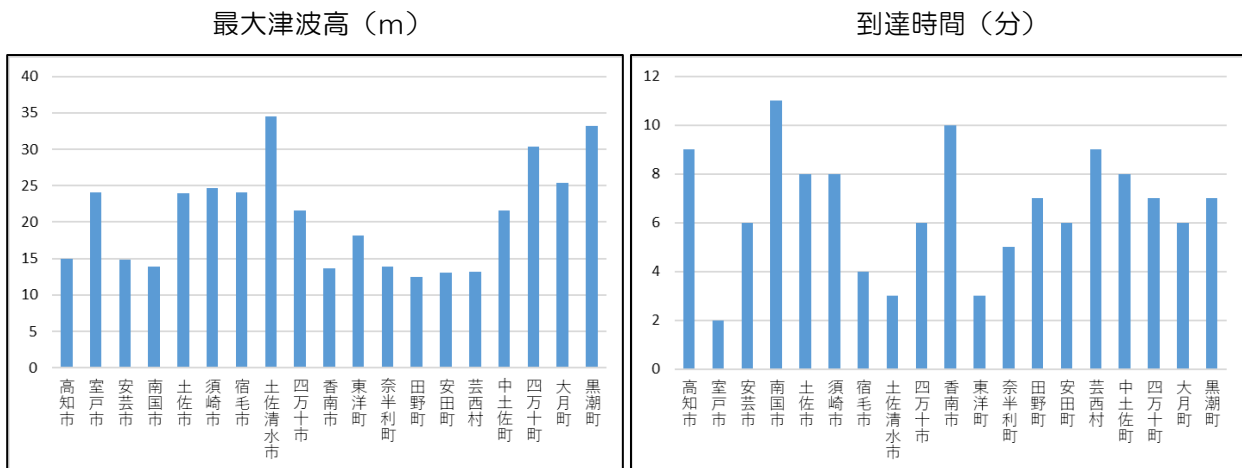
図表 2-1 震度分布予測図（複数ケースの重ね合わせ）



(2) 津波被害

津波の浸水面積は、沿岸19市町村で約18,000ha（うち高知市約4,400ha）に達し、海岸線では最大津波高30m以上の津波が土佐清水市、四万十町、黒潮町で襲来すると想定されている。なお、市町村の最大津波高及び津波（津波高1m）到達時間は、図表2-2のとおりである。

図表 2-2 各市町村の海岸線での最大津波高及び津波（津波高1m）到達時間



(3) 人的被害

地震及び津波による人的被害の想定は、図表2-3のとおりである。

図表 2-3 地震・津波による人的被害 (人)

	建物倒壊	がけ崩れ	津波	火災	合計
負傷者数	約 41,000	約 180	約 410	約 200	約 42,000
死者数	約 8,200	約 150	約 14,000	約 370	約 23,000

※人的被害（死者数）が最大となるケースで想定
 揺れ：高知県の直下で強い揺れが発生（陸側ケース）、
 津波：四国沖のプレートが大きく滑り大津波が発生（ケース④）
 時間帯：冬の深夜、住宅の耐震化率：89%、津波早期避難率：73%

(4) 建物被害

地震及び津波による建物被害（全壊）の想定は、図表2-4のとおりである。

図表 2-4 地震・津波による建物被害（全壊） (棟)

液状化	揺れ	がけ崩れ	津波	地震火災	合計
約 2,900	約 136,000	約 1,500	約 61,000	約 3,600	約 204,000

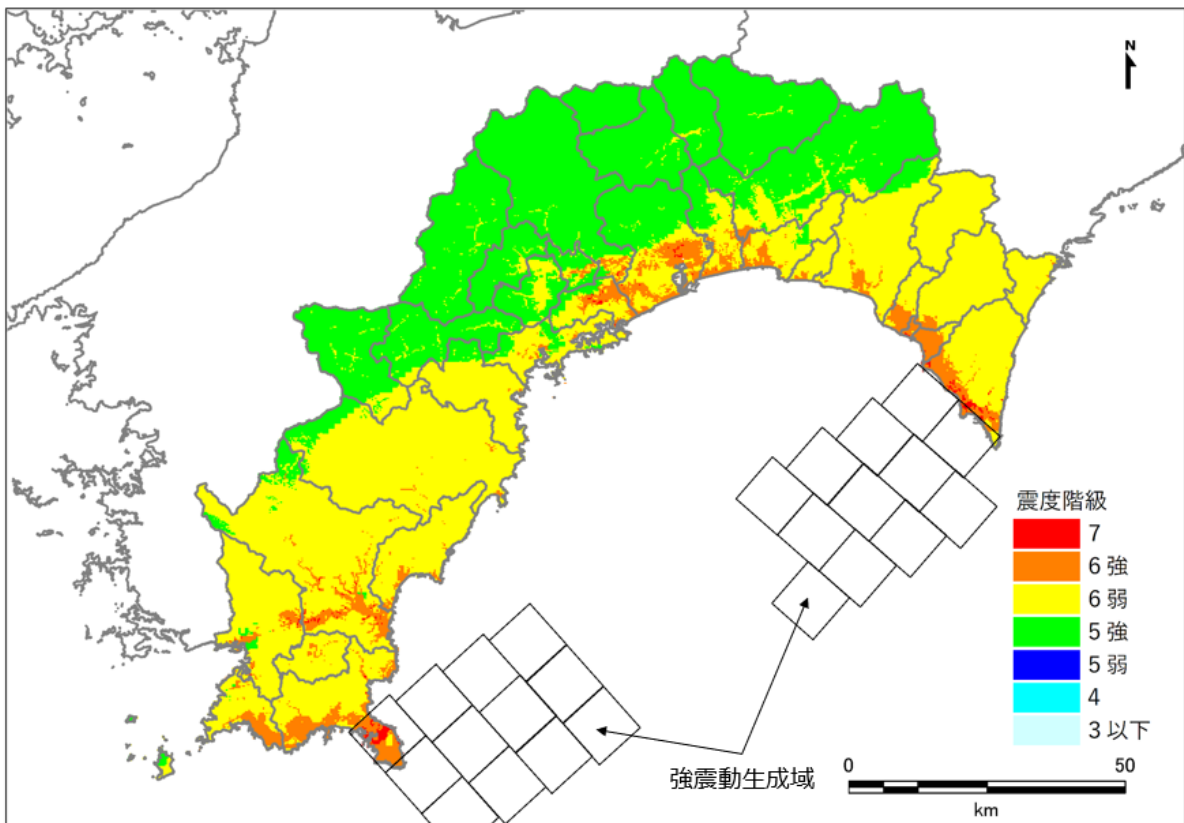
※人的被害（死者数）が最大となるケースで想定（条件は、図表2-3と同じ）

2 発生頻度の高い一定程度（L1）の地震・津波

発生頻度の高い一定程度（L1）の地震・津波は、令和7年度に見直した安政南海地震（マグニチュード8.4）を基にした震源モデルによる推計である。

図表2-5のとおり、震度5弱～6強（一部では震度7）の地震が予測され、特に沿岸に近い地域では震度6強（軟弱地盤の所では震度7）から震度6弱の揺れ、その他の地域でも震度5強の揺れが想定される。

図表 2-5 震度分布予測図



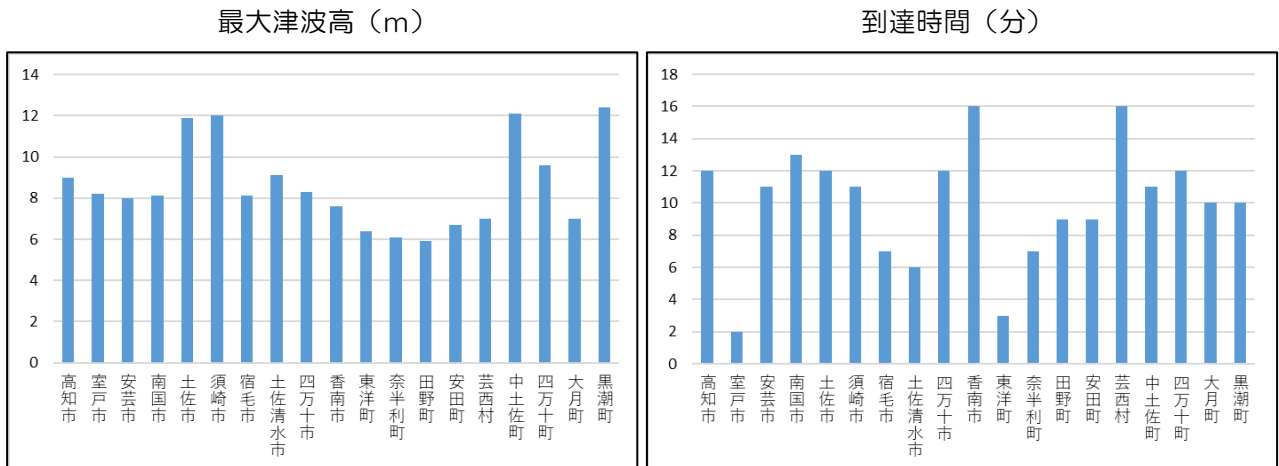
（「令和6年度高知県地震被害想定調査」の地震を計算したもの）

第1編 基本対策編 第2章 被害想定

(1) 津波被害

本県は沿岸が東西に長いことを考慮し、波源位置を南海トラフに沿って移動（5か所）させ最大規模の重ね合わせにより算出した結果、津波浸水面積は約8,300haと想定される。なお、市町村の最大津波高及び津波（津波高1m）到達時間は、図表2-6のとおりである。

図表 2-6 各市町村の海岸線での最大津波高及び津波（津波高1m）到達時間



(2) 人的被害

地震及び津波による人的被害の想定は、図表2-7のとおりである。

図表 2-7 地震・津波による人的被害 (人)

	建物倒壊	がけ崩れ	津波	火災	合計
負傷者数	約 17,000	約 140	約 220	約 40	約 17,000
死者数	約 1,800	約 110	約 2,700	約 60	約 4,700

時間帯：冬の深夜、住宅の耐震化率：89%、津波早期避難率：73%

(3) 建物被害

地震及び津波による建物被害（全壊）の想定は、図表2-8のとおりである。

図表 2-8 地震・津波による建物被害（全壊） (棟)

液状化	揺れ	がけ崩れ	津波	地震火災	合計
約 2,800	約 35,000	約 1,400	約 22,000	約 1,200	約 62,000

※条件は図表2-7と同じ

第3章 活動要領の適用

(1) 活動要領の適用基準

本活動要領は、人的資源、物的資源を応急対策業務に集中し、それ以外の通常業務を中止又は縮小させる、非常時の活動の基準である。

県内で震度5強以上の地震が発生、又は大津波警報（遠地地震を除く）が発表された場合、高知県災害対策本部（震災第4配備）が自動的に設置されるとともに、本活動要領を適用するものとし、全庁・全職員が災害対策本部体制に移行し、応急対策業務にあたる。

ただし、被害の規模や状況により、一部の業務を除外する場合がある。

なお、南海トラフ地震臨時情報（調査中・巨大地震注意・巨大地震警戒）が発表された場合については、第1編第6章に基づき防災対応を行い、後発地震の発生に備える。

<参考> 高知県災害対策本部規程における震災時配備基準及び動員体制

配備体制	配備基準	動員体制
震災 第1配備 警戒体制	県内で「震度4」の地震が発生	○危機管理・防災課、南海トラフ地震対策課、消防政策課 ○地震関係部局*1本部連絡員 ○地震関係部局が定める関係課室及び出先機関
	予報区「高知県」に津波注意報が発表	○危機管理・防災課、南海トラフ地震対策課、消防政策課 ○津波関係部局*2本部連絡員 ○津波関係部局が定める関係課室及び出先機関
震災 第2配備 警戒本部 体制	県内で「震度5弱」の地震が発生	○危機管理部全職員 ○本部連絡員 ○各部局が定める関係課室及び出先機関
	南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表	○危機管理部全職員 ○津波関係部局*2本部連絡員 ○津波関係部局*2が定める関係課室及び出先機関
震災 第3配備 災害対策 本部体制	県内で「震度5弱」の地震が発生し、かつ県内で甚大な被害が発生	○本部長及び副本部長 ○本部員 ○災害対策本部事務局 ○本部連絡員 ○各部局が定める関係課室及び出先機関
	予報区「高知県」に津波警報が発表され、かつ県内で津波による甚大な被害が発生	○本部長及び副本部長 ○本部員 ○災害対策本部事務局 ○本部連絡員 ○各部局が定める関係課室及び出先機関

第1編 基本対策編 第3章 活動要領の適用

配備体制	配備基準	動員体制
	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表	○本部長及び副本部長 ○本部員 ○災害対策本部事務局 ○本部連絡員 ○各部局が定める関係課室及び出先機関
震災 第4配備	県内で「震度5強」以上の地震が発生	全職員 ^{※3}
災害対策 本部体制	予報区「高知県」に大津波警報が発表	
	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表	

※1：地震関係部局：観光振興スポーツ部、林業振興・環境部、水産振興部、土木部及び県有施設を所管する部局

※2：津波関係部局：観光振興スポーツ部、林業振興・環境部、水産振興部、土木部

※3：会計年度任用職員及び任期付職員については、あらかじめ各所属長が指名した者であり、任用した業務の範囲内の対応とする。

（2）適用の解除

応急対策業務が滞りなく実施され、また、人的資源等業務のための資源を調整する必要性が少なくなった場合には、実施期間である1カ月以内であっても、可能な所属から順次通常業務を再開する。

災害対策本部体制そのものについては、復旧の程度や応急対策業務の必要性等を勘案して、1カ月経過後も一定期間継続することとし、必要に応じて資源の再配置を行う。

なお、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意・巨大地震警戒）の発表後、後発地震が発生しなかった場合や、本活動要領に基づく対応の必要性が少なくなったと判断した場合は、本活動要領の適用を解除する。

第4章 応急対策業務

1 応急対策業務の設定

(1) 南海トラフ地震発生後に必要となる業務の考え方

① 応急業務の考え方

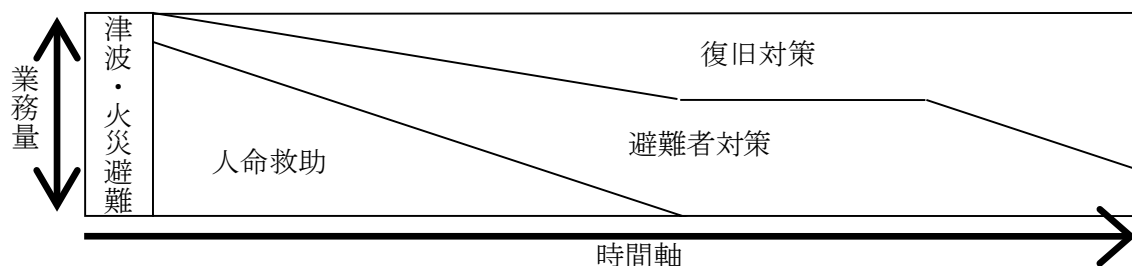
南海トラフ地震が発生した際の県の主な応急業務としては、次のものが考えられる。

活動の区分	概要
地震・津波から県民を守る	<ul style="list-style-type: none"> 地震情報の市町村への速報 津波からの住民避難の周知、誘導 等
火災から県民を守る	<ul style="list-style-type: none"> 火災の消火活動とその支援 消防機関の広域応援の要請と現地展開への支援 道路等の啓開 等
人命を救う	<ul style="list-style-type: none"> 被災者の救助救出、行方不明者の搜索 医療救護活動の調整、支援 等
避難者の健康と生活を守る	<ul style="list-style-type: none"> 発災直後の水・食料・毛布などの支援 避難生活の改善の支援（健康維持、感染症予防・防止対策、環境整備等） 要配慮者の生活支援 等
被災から復旧する	<ul style="list-style-type: none"> 応急仮設住宅の建設等の被災者の住宅確保 ライフラインの機能回復 等

※自分自身の身の安全を確保した上で応急業務にとりかかる

これらの活動に必要な業務量は時間とともに変化する。そのイメージは図表4-1のとおりである。ただし、津波被害の恐れがない地域では、直ちに人命救助に着手する必要がある。

図表 4-1 応急対策業務のイメージ



② 通常業務の考え方

本活動要領で優先する通常業務は次の区分による。

	概要
優先する 通常業務	○地震・津波による被害を受けた状況にあっても不可欠な県民生活に直接関わる行政サービス ○業務を実施・継続するための職員管理（人員調整や健康管理）、庁舎機能の維持、情報通信機能の回復等に関する業務
停止する 通常業務	○上記以外の業務

(2) 応急対策業務の考え方

① 地震発生後の応急対策業務設定の必要性

業務量と職員の人員数を比較すると、平常時は、業務量に必要な職員数を確保しているため、この2つは均衡している。

一方、災害発生後には、通常業務に加えて応急業務が追加され必要な業務量は大幅に増大するが、職員数は被災する者もいるため平常時よりも少なくなり、業務量と職員数の均衡は大きく崩れる。

このため、図表4-2のとおり、停止しても良い通常業務を明確にし、「応急業務」と災害時においても行うべき「優先する通常業務」をあわせた「応急対策業務」を限られた職員で着実に遂行することが必要となる。

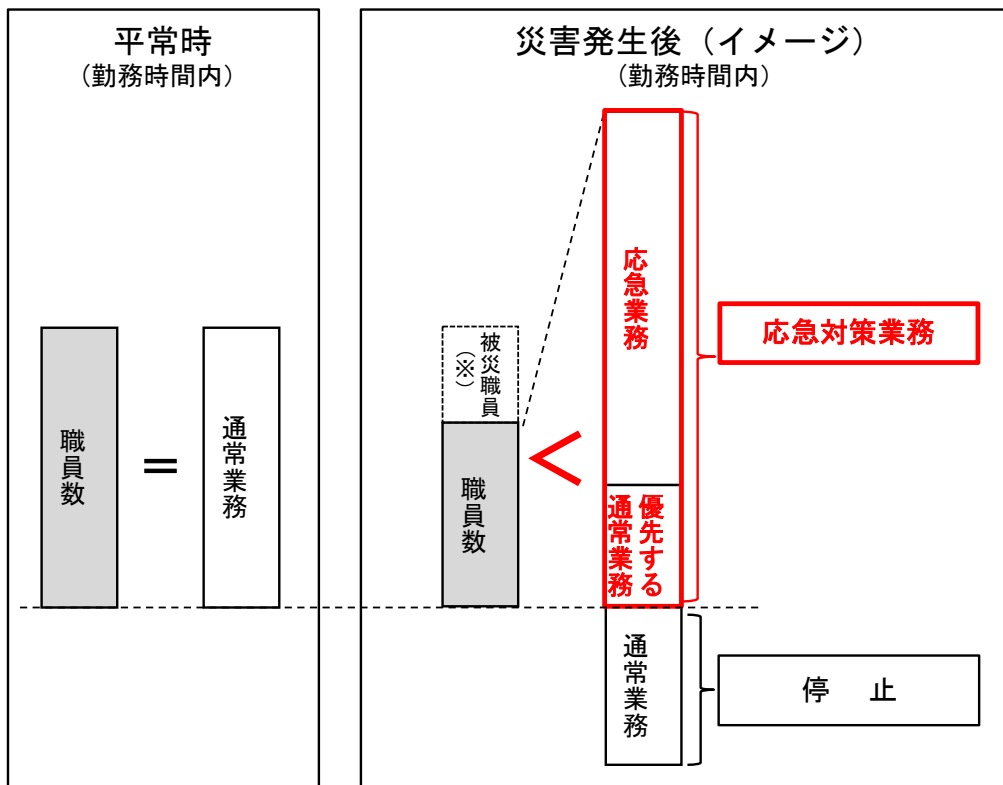
② 応急対策業務の設定基準

ア 職員配置の考え方

災害時には、「応急業務」、災害時においても行うべき「優先する通常業務」とともに、職員の参集程度や時間の経過に伴い業務が推移していくことも考慮しながら、職員の配置を決定する。

また、地震の発生時刻や被災程度によって勤務可能な職員数は変化するほか、部局や所属ごとで応急対策業務に差異があることから、すべての所属の応急対策業務とその優先順位を本活動要領において示す（「第2編 応急対策業務編」に記載）。

図表 4-2 平常時及び災害時における業務量と職員数の比較



※「勤務時間外」に、発生した場合、多数の職員が被災し参集できないことから、更なる職員不足が懸念される

第1編 基本対策編 第4章 応急対策業務

イ フェーズ毎の考え方

各フェーズにおける応急対策業務の考え方は次のとおりである。

a) 第1フェーズ（地震発生から発災後3時間以内）

～中心業務は「地震・津波から県民を守る」「火災から県民を守る」～

- ◎地震・津波から県民を守るとともに、津波沈静化を見極める
- ◎地震・津波による火災から県民を守る
- ◎初動体制を確立する
- ◎広域応援要請を行う
- ◎津波の危険のない地域は、人命救助活動を開始する
- ◎道路の被災状況を把握するとともに、道路啓開を開始する

- ◆ 繰り返し押し引きする津波から県民を守ること、建物等の倒壊や火災への対応を優先させる。特に、30cmの高さの津波が到達する時間は、室戸市や土佐清水市等の海岸線で5分以内と予測されており、短時間で的確な避難誘導が必要である。あわせて、沿岸部で勤務する職員の安全確保にも努める。
- ◆ 勤務時間外の場合は参集を開始し、勤務時間内の場合は通常業務をすべて停止する。そのうえで初動活動のための体制を確立して応急対策業務を速やかに行う。
- ◆ 県は、災害対策本部を設置（第1回本部会議を発災1時間後に設定）し、情報収集、支援要請などの活動を開始する。
- ◆ 被災地に対する支援を迅速に行うため、津波の沈静化を見極めつつ、被災情報をできるだけ早期に収集する。その上で、県外からの支援を受け入れるための高速道路等の緊急輸送道路の啓開に着手する。
あわせて、県外からの様々な支援を受けるための要請を行う。

b) 第2フェーズ（発災後1日以内）

～中心業務は「人命を救う」～

- ◎人命救助を全力で行う（救助・救出）
- ◎火災の延焼を防ぐ
- ◎負傷者に対する応急治療を行う（医療救護）
- ◎道路等の啓開の推進と活動拠点等の立ち上げの準備を行う

- ◆ 建物等の倒壊、火災、津波等から県民を救助する活動（人命救助）と、被災地域内での負傷者等への医療救護活動を最優先する。
- ◆ 救助活動や医療救護活動を支援するため、総合防災拠点を速やかに開設する。
- ◆ 市町村や災害対策支部、保健医療調整支部、応急救助機関等からあらゆる手段により被災状況を把握する。

c) 第3フェーズ（発災後3日以内）

～中心業務は「被災者への支援を開始する」～

- ◎避難所での生活を支援する
- ◎必要な物資を調達する
- ◎重要施設への燃料等を確保する
- ◎遺体に関する対策を支援する

- ◆ 生存率が急激に低下するとされる72時間までは人命救助を最優先とするが、助かった命をつなぐため、避難所や在宅避難者に対し応急時に必要な物資や、保健、医療、福祉等のサービスを確実に届けるための支援に着手する。
- ◆ 災害拠点病院や各市町村の庁舎など応急対策業務実施のために不可欠となる重要施設へ燃料等の確保に着手する。
- ◆ 県内での遺体の搬送、火葬・埋葬に関する調整を行う。

d) 第4フェーズ（発災後2週間以内）

～中心業務は「被災者の健康と生活を守る」～

- ◎被災者の生活の向上を図る（避難所等での活動支援など）
- ◎要配慮者対策の状況把握・支援の調整
- ◎被災者の心のケアや居住環境の整備
- ◎本格化する県外からの支援に対応する

- ◆ 人命救助活動の規模が縮小され、業務の中心が被災者対策と復旧対策に移行する。特に、発災後1週間までは、避難所で最低限の生活を送るための支援を行うとともに、物資、保健、医療、福祉等の継続的な供給体制を確立する。
- ◆ 市町村が行う要配慮者対策の状況を把握し、必要な支援の調整を行う。
- ◆ 災害廃棄物の処理に関する方針策定や広域処理の支援、応急仮設住宅の建設に向けた支援を開始するなど被災地の居住環境の整備を本格化する。
- ◆ 県外からの人的・物的支援の受入れが本格化してくるため、市町村をはじめ関係機関との調整を行う。
- ◆ 被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、感染症対策として必要な措置を講じる。

e) 第5フェーズ（発災後1か月以内）

～中心業務は「被災から復旧する」～

- ◎通常業務の再開（段階的に）
- ◎ライフラインの機能回復
- ◎応急仮設住宅の建設
- ◎市町村への職員派遣（市町村機能の回復に向けた支援）
- ◎学校教育の再開
- ◎復興に向けた取組み

- ◆ 第4フェーズの業務を引き続き行うとともに、応急仮設住宅の建設など生活再建や被災地域の復旧に関する業務に徐々に移行する。
- ◆ 発災後2週間程度から、通常業務のうち停止していた業務を段階的に再開するほか、避難者の状況を踏まえながら学校教育を再開する。
- ◆ 本県の「復興」に必要な震災復興計画を策定し、国に対する提言活動や復旧復興予算の確保などに向けた諸活動を本格化する。

2 主な応急対策業務

主な応急対策業務は、次のとおりである。ただし、時間は目安であり、状況に応じて、臨機応変に対応する。

なお、各課の応急対策業務の詳細については、「第2編 応急対策業務編」を参照。

(1) 災害対策本部事務局、調整所（危機管理部ほか）

フェーズ	主な応急対策業務
第1フェーズ (3時間以内)	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 災害対策本部設置（災害対策本部会議運営等） ◇ 初動対応、体制の確立 ◇ 各部局の参集状況の確認 ◇ 災害対策本部の情報基盤の設置 ◇ 対外的な情報通信ルートの確保 ◇ 消防防災ヘリによる諸活動の開始 ◇ ヘリコプターの全体調整 ◇ 津波情報、被災情報の収集・整理 ◇ 自衛隊、緊急消防援助隊等への派遣要請 ◇ 知事メッセージ及び対応方針の発信 ◇ 報道機関への対応及び情報提供 ◇ 県ホームページ等を活用した災害広報の開始 ◇ 応急救助機関への情報提供、活動の調整の開始 ◇ ライフラインの被害情報等の収集 ◇ 危険物施設等に関する被災状況の情報収集等 ◇ 燃料の在庫量・所要量の状況把握
第2フェーズ (1日以内)	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 応急救助機関の活動拠点の確保及び活動調整 ◇ ライフライン機関との調整・活動支援 ◇ 燃料所要量の確保（要請） ◇ 市町村からの要請状況の集約（応援職員・支援物資） ◇ 高速道路無料措置、災害等従事車両証明書発行の調整 ◇ 安否不明者等の情報収集・公表
第3フェーズ (3日以内)	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 応急活動、重要施設のための燃料運搬の調整 ◇ 被災者の支援方針の立案 ◇ 被災者の生活支援に関する総合窓口の設置 ◇ 支援物資調達の開始 ◇ 被災地域への物資配分・輸送の総合調整 ◇ 被災者生活再建支援制度の公示
第4フェーズ (2週間以内)	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 機能を喪失した市町村に対する支援方針の立案 ◇ 避難者（要配慮者等を含む）の広域避難に必要な輸送手段の確保
第5フェーズ (1か月以内)	上記を継続

◇ 応急業務

【危機管理部以外の構成部局】
 総合企画部、総務部、子ども・福祉政策部、文化生活部、産業振興推進部、商工労働部、観光スポーツ部、農業振興部、水産振興部、土木部、会計管理局

第1編 基本対策編 第4章 応急対策業務

(2) 災害対策支部（危機管理部ほか）

フェーズ	主な応急対策業務
第1フェーズ (3時間以内)	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 災害対策支部設置（災害対策支部会議運営等） ◇ 総合防災拠点の開設 ◇ 初動対応、体制の確立 ◇ 支部・拠点要員の参集状況の確認 ◇ 管内市町村の被害情報の収集 ◇ 市町村連絡員の派遣 ◇ 市町村連絡員からの被害情報や支援ニーズ等の情報収集
第2フェーズ (1日以内)	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 市町村リエゾンの派遣による市町村の支援ニーズの把握 ◇ 総合防災拠点における応急救助機関や医療機関の活動支援、備蓄物資の配送、支援物資の受入れ及び配送準備 ◇ 市町村支援要員の派遣による市町村応急業務の実務支援
第3フェーズ (3日以内)	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 総合防災拠点における支援物資の受入れ及び配送
第4フェーズ (2週間以内)	上記を継続
第5フェーズ (1か月以内)	//

◇ 応急業務

(3) 現地災害対策本部（危機管理部ほか）

フェーズ	主な応急対策業務
第1フェーズ (3時間以内)	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 現地災害対策本部の設置（災害対策本部長が設置を判断した場合） ◇ 現地災害対策本部会議の運営 ◇ 被災地域の被害状況の把握 ◇ 被災地域内の市町村機能の状況把握
第2フェーズ (1日以内)	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 被災地域への支援 ◇ 被災地域内の市町村の要望等の伝達・連絡調整
第3フェーズ (3日以内)	上記を継続
第4フェーズ (2週間以内)	//
第5フェーズ (1か月以内)	//

◇ 応急業務

第1編 基本対策編 第4章 応急対策業務

(4) 保健医療調整本部（健康政策部・子ども・福祉政策部）

フェーズ	主な応急対策業務
第1フェーズ (3時間以内)	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 保健医療調整本部の設置 ◇ 初動対応、体制の確立 ◇ 所管施設の利用者の安全確認、職員の安否確認 ◇ 関係機関との通信手段の確保 ◇ 各種コーディネーター、日赤高知県支部、県医師会等の関係機関や協定締結団体の状況確認 ◇ 医療救護活動開始の指示 ◇ 県内の医療機関の被害状況の把握（EMIS等により） ◇ 市町村の保健医療福祉活動拠点等の被災情報の収集 ◇ 避難所情報を収集（D24H等により） ◇ 福祉施設の情報収集（災害時情報共有システム等により）
第2フェーズ (1日以内)	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 所管施設の被害状況の把握 ◇ 県内の保健医療福祉に関する要請状況の集約 ◇ 保健医療福祉活動チームの派遣要請 ◇ 協定締結団体への支援要請 ◇ 搬送調整（患者・医療従事者・要配慮者等）の開始 ◇ 医療救護活動等に必要となる水・燃料・医薬品等の物資や資器材の確保・斡旋・国への要請 ◇ 遺体安置所、火葬場の状況把握 ◇ 人的資源が不足している保健医療調整支部への人的支援の検討
第3フェーズ (3日以内)	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 保健医療福祉活動チーム等の派遣調整 ◇ 保健医療福祉に関する物資調達支援 ◇ 避難所等における保健医療福祉ニーズの把握 ◇ 火葬・埋葬に関する調整 ◇ 遺体安置所の広域的調整、遺体の搬送依頼開始
第4フェーズ (2週間以内)	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 被災所管施設の応急復旧開始 ◇ 被災者の避難所等における健康管理、生活環境の改善（避難所での衛生広報や感染症対策等、車中泊や在宅避難者への保健医療活動の実施） ◇ 被災地の防疫対策の実施 ◇ 葬祭等に必要な資機材の手配・確保 ◇ ペットの保護等への対応 ◇ 被災動物等の臨時保護場所の確保
第5フェーズ (1か月以内)	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 上記を継続

◇ 応急業務

第1編 基本対策編 第4章 応急対策業務

(5) 保健医療調整支部（各保健福祉事務所）

フェーズ	主な応急対策業務
第1フェーズ (3時間以内)	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 保健医療調整支部の設置 ◇ 初動対応、体制の確立 ◇ 所管施設の利用者の安全確認、職員の安否確認 ◇ 関係機関との通信手段の確保 ◇ 各種コーディネーターや管内市町村、管内医療機関の状況確認 ◇ 医療救護活動開始の指示 ◇ 保健医療福祉に関する被害情報や医療救護等に関する情報収集
第2フェーズ (1日以内)	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 所管施設の被害状況の把握 ◇ 管内での医療救護活動の支援 ◇ 管内の災害拠点病院等の医療救護活動の調整 ◇ 管内の保健医療福祉に関する要請状況の集約 ◇ 管内の保健医療福祉活動チーム等の必要数の把握 ◇ 搬送調整（患者・医療従事者・要配慮者等）の開始 ◇ （安芸支部・中央東支部・幡多支部）SCUの設置運営 ◇ 医療救護活動等に必要となる水・燃料・医薬品等の物資や資器材の確保・斡旋・調整本部への要請 ◇ 水道被害の情報収集 ◇ 遺体安置所、火葬場の状況把握
第3フェーズ (3日以内)	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 管内の医療救護活動の総合調整 ◇ 管内の保健福祉活動の支援 ◇ 管内の保健医療福祉活動チーム等の受入調整 ◇ 保健医療福祉に関する物資調達支援 ◇ 避難所等における保健医療福祉ニーズの把握 ◇ 応急給水に関する調整 ◇ 火葬・埋葬に関する調整 ◇ 環境汚染による被害状況の把握、事故対応 ◇ 災害廃棄物処理に関する情報収集
第4フェーズ (2週間以内)	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 所管施設の応急復旧開始 ◇ 被災者の避難所等における健康管理、生活環境の改善（避難所での衛生広報や感染症対策等、車中泊や在宅避難者への保健医療福祉活動の実施） ◇ 被災地の防疫対策の実施 ◇ 葬祭等に必要な資機材の手配・確保 ◇ ペットの保護等への対応 ◇ 被災動物等の臨時保護場所の確保 ◇ 環境汚染防止対策の確立
第5フェーズ (1か月以内)	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 上記を継続

◇ 応急業務

第1編 基本対策編 第4章 応急対策業務

(6) 総合企画部

フェーズ	主な応急対策業務
第1フェーズ (3時間以内)	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 初動対応、体制の確立 ◇ 所管施設の利用者の安全確認、職員の安否確認 ◇ 関係機関との通信手段の確保 ◇ 本部長（知事）、副本部長（副知事）への連絡調整 ◇ 全国知事会との連絡体制の確立 ◇ 報道への対応（災害対策本部の対応を除く） ◇ 県民からの問い合わせ対応
第2フェーズ (1日以内)	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 所管施設の被害状況の把握 ◇ 部内の災害対応状況の把握 ◇ 情報ハイウェイ、情報セキュリティクラウド、総合行政ネットワーク（LGWAN）、県庁ネットワークの状況把握
第3フェーズ (3日以内)	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 所管施設の二次災害防止対策の実施 ◇ 庁内システムの状況把握 ◇ 情報ハイウェイ、情報セキュリティクラウド、総合行政ネットワーク（LGWAN）、県庁ネットワークの応急復旧開始 ◇ 庁内システムの応急復旧開始又は代替策の検討・実施 ◇ 公共交通の運行に関する情報収集
第4フェーズ (2週間以内)	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 被災所管施設の応急復旧開始 ◇ 視察者の受入調整 ◇ 職員住宅の被害調査 ◇ 国等への要望の取りまとめ ◇ 公共交通機関の運行調整 ● 県民からの意見・提案への対応
第5フェーズ (1か月以内)	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 被災所管施設の応急復旧

◇ 応急業務 ● 優先する通常業務

第1編 基本対策編 第4章 応急対策業務

(7) 総務部

フェーズ	主な応急対策業務
第1フェーズ (3時間以内)	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 初動対応、体制の確立 ◇ 所管施設の利用者の安全確認、職員の安否確認 ◇ 関係機関との通信手段の確保 ◇ 職員の安否確認と参集状況の把握
第2フェーズ (1日以内)	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 所管施設の被害状況の把握 ◇ 部内の災害対応状況の把握 ◇ 県職員の動員調整 ◇ 県議会事務局への安否確認、連絡体制の確保 ◇ 本庁舎等の被害状況把握及び二次災害の防止 ◇ 庁舎内における応急業務スペースの確保・提供 ◇ 応急救護所の開設(県職員、来庁者) ◇ 帰宅困難者への対応
第3フェーズ (3日以内)	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 所管施設の二次災害防止対策の実施 ◇ 本庁舎等の機能回復 ◇ 国、他都道府県への職員派遣要請及び受入れ準備 ◇ 市町村への人的支援に関する調整(総務省応急対策職員派遣制度) ◇ 災害関連予算の調整開始
第4フェーズ (2週間以内)	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 被災所管施設の応急復旧開始 ◇ 県有財産の被害調査(応急危険度判定を含む) ◇ 市町村の財源手当相談、財政支援措置 ◇ 納税緩和措置の広報 ◇ 税務システムの被害状況把握 ◇ 県職員の健康管理 ● 高知県例規情報総合システムの回復 ● 人事電算システムの回復
第5フェーズ (1か月以内)	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 被災所管施設の応急復旧 ◇ 全国避難者情報システムの運用開始(被災県側の窓口) ◇ 税務に関する相談窓口の開設 ◇ 市町村の罹災証明の発行支援(住家被害認定業務支援) ● 公文書の管理に関する業務(被災公文書の回収)

◇ 応急業務 ● 優先する通常業務

第1編 基本対策編 第4章 応急対策業務

(8) 子ども・福祉政策部

フェーズ	主な応急対策業務
第1フェーズ (3時間以内)	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 初動対応、体制の確立 ◇ 所管施設の利用者の安全確認、職員の安否確認 ◇ 関係機関との通信手段の確保 ◇ 保健医療調整本部への参画 ◇ DPAT県調整本部の設置 ◇ 所管施設等の被害情報の収集
第2フェーズ (1日以内)	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 所管施設の被害状況の把握 ◇ 部内の災害対応状況の把握 ◇ 日本DPATの派遣要請、調整 ◇ 避難者用備蓄物資の提供 ◇ 災害救助法の関係事務 ◇ 精神障害者の措置入院や移送事務の継続 ◇ 療育福祉センターの業務の再開 ◇ 児童虐待相談等への対応
第3フェーズ (3日以内)	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 所管施設の二次災害防止対策の実施 ◇ 日本DPATの活動開始 ◇ DPAT活動拠点本部の立ち上げ ◇ 入所型施設、救護施設の状況把握 ◇ 介護用品・福祉機器・感染防止対策 等必要物品の調達支援の開始 ◇ (感染症発生時) 所管施設等への感染対策 ◇ 災害ボランティアセンター等への支援の開始 ◇ 被災児童(要保護児童)に対する対応 ● 女性相談支援センターの一時保護業務等の再開
第4フェーズ (2週間以内)	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 被災所管施設の応急復旧開始 ◇ 被災高齢者・障害者等への相談窓口の開設 ◇ 被災女性からの相談への対応 ◇ 施設入所の広域的な調整支援 ◇ 社会福祉施設におけるマンパワーの確保調整開始 ◇ 要配慮者の支援情報の広報開始 ◇ 災害弔慰金の支給等の支援
第5フェーズ (1か月以内)	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 被災所管施設の応急復旧 ◇ 各種医療受給者証紛失等への対応

◇ 応急業務 ● 優先する通常業務

第1編 基本対策編 第4章 応急対策業務

(9) 文化生活部

フェーズ	主な応急対策業務
第1フェーズ (3時間以内)	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 初動対応、体制の確立 ◇ 所管施設の利用者の安全確認、職員の安否確認 ◇ 関係機関との通信手段の確保 ◇ 高知県災害多言語支援センターの開設・配備
第2フェーズ (1日以内)	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 所管施設の被害状況の把握 ◇ 部内の災害対応状況の把握 ◇ 所管施設等の被害情報の収集 ◇ 帰宅困難者への対応
第3フェーズ (3日以内)	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 所管施設の二次災害防止対策の実施 ◇ 多言語情報の発信及び相談・問合せ対応
第4フェーズ (2週間以内)	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 被災所管施設の応急復旧開始 ◇ 海外からの支援受け入れのための通訳などの支援調整 ◇ 被災地の生活関連物資価格の監視 ◇ 消費者からの相談への対応
第5フェーズ (1か月以内)	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 被災所管施設の応急復旧 ◇ 被災した文化財等への対応 ◇ 海外からの視察対応 ◇ 私立学校、大学の機能回復の支援

◇ 応急業務 ● 優先する通常業務

(10) 産業振興推進部

フェーズ	主な応急対策業務
第1フェーズ (3時間以内)	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 初動対応、体制の確立 ◇ 所管施設の利用者の安全確認、職員の安否確認 ◇ 関係機関との通信手段の確保
第2フェーズ (1日以内)	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 所管施設の被害状況の把握 ◇ 部内の災害対応状況の把握 ◇ 災害関係情報の収集（県外事務所）
第3フェーズ (3日以内)	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 所管施設の二次災害防止対策の実施 ◇ 県人会等へ連絡、情報提供（県外事務所）
第4フェーズ (2週間以内)	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 被災所管施設の応急復旧開始 ◇ 高知県への各種支援の取次（県外事務所）
第5フェーズ (1か月以内)	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 被災所管施設の応急復旧

◇ 応急業務 ● 優先する通常業務

第1編 基本対策編 第4章 応急対策業務

(11) 商工労働部

フェーズ	主な応急対策業務
第1フェーズ (3時間以内)	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 初動対応、体制の確立 ◇ 所管施設の利用者の安全確認、職員の安否確認 ◇ 関係機関との通信手段の確保
第2フェーズ (1日以内)	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 所管施設の被害状況の把握 ◇ 部内の災害対応状況の把握
第3フェーズ (3日以内)	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 所管施設の二次災害防止対策の実施 ◇ 商工業者、小規模企業者、金融機関、立地企業の被害状況等の情報収集
第4フェーズ (2週間以内)	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 被災所管施設の応急復旧開始 ◇ 経営相談窓口の運営支援の開始 ◇ 被災中小企業に対する災害応急融資の開始 ◇ 被災者の就職支援体制の整備 ● 県単制度融資の再開
第5フェーズ (1か月以内)	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 被災所管施設の応急復旧 ◇ 各施設機能の暫定復旧 ● 雇用対策の再開

◇ 応急業務 ● 優先する通常業務

(12) 観光振興スポーツ部

フェーズ	主な応急対策業務
第1フェーズ (3時間以内)	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 初動対応、体制の確立 ◇ 所管施設の利用者の安全確認、職員の安否確認 ◇ 関係機関との通信手段の確保
第2フェーズ (1日以内)	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 所管施設の被害状況の把握 ◇ 部内の災害対応状況の把握 ◇ 主要観光地の被災状況の把握 ◇ 県内にいる被災観光客への対応
第3フェーズ (3日以内)	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 所管施設の二次災害防止対策の実施
第4フェーズ (2週間以内)	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 被災所管施設の応急復旧開始
第5フェーズ (1か月以内)	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 被災所管施設の応急復旧 ◇ 風評被害対策の実施

◇ 応急業務 ● 優先する通常業務

第1編 基本対策編 第4章 応急対策業務

(13) 農業振興部

フェーズ	主な応急対策業務
第1フェーズ (3時間以内)	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 初動対応、体制の確立 ◇ 所管施設の利用者の安全確認、職員の安否確認 ◇ 関係機関との通信手段の確保
第2フェーズ (1日以内)	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 所管施設の被害状況の把握 ◇ 部内の災害対応状況の把握 ◇ 園芸ハウス等の暖房用重油流出状況等の把握 ◇ 農薬等の外界への流亡対策 ◇ ため池、地すべり等の被害状況の把握、二次被害の防止
第3フェーズ (3日以内)	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 所管施設の二次災害防止対策の実施 ◇ 県内 JA、卸売市場等の被害状況の把握 ◇ 湛水被害及び排水ポンプ場の稼働状況の把握 ◇ 家畜の衛生管理と防疫、死亡畜の適正処理の実施
第4フェーズ (2週間以内)	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 被災所管施設の応急復旧開始 ◇ 県内 JA、卸売市場等の復旧支援 ◇ 農作物・園芸用ハウスの被害状況調査の開始 ◇ 専門家の派遣による事業再開の支援 ◇ 天災資金の広報、県単独融資制度創設の検討 ◇ 農地農業用施設の応急対策の実施 ◇ 湛水被害箇所の排水対策
第5フェーズ (1か月以内)	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 被災所管施設の応急復旧

◇ 応急業務 ● 優先する通常業務

第1編 基本対策編 第4章 応急対策業務

(14) 林業振興・環境部

フェーズ	主な応急対策業務
第1フェーズ (3時間以内)	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 初動対応、体制の確立 ◇ 所管施設の利用者の安全確認、職員の安否確認 ◇ 関係機関との通信手段の確保
第2フェーズ (1日以内)	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 所管施設の被害状況の把握 ◇ 部内の災害対応状況の把握 ◇ 焼却施設、し尿・下水処理施設の被害状況の把握 ◇ 市町村のし尿処理対策の支援 ◇ 有害物質使用事業場の被災確認 ◇ 山地災害発生箇所の把握、森林被害地調査の実施 ◇ 木材産業関係被害調査の実施 ◇ 所管施設の避難所開設支援
第3フェーズ (3日以内)	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 所管施設の二次災害防止対策の実施 ◇ 地すべり被害への対応 ◇ 市町村のし尿処理対策の課題解決に向けた支援 ◇ 廃棄物処理に関する調整・支援 ◇ 治山及び林道施設等の復旧計画作成に伴う現地調査
第4フェーズ (2週間以内)	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 被災所管施設の応急復旧開始 ◇ 環境汚染の調査実施 ◇ 廃棄物・し尿処理の市町村計画の進捗確認、支援 ◇ 災害廃棄物処理方針の策定 ◇ 災害廃棄物の広域処理支援 ◇ 復旧用木材資材供給体制の整備 ◇ アスベスト使用建築物の被災確認 ◇ 治山林道災害復旧計画の検討 ◇ 県営林の被害調査の実施
第5フェーズ (1か月以内)	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 被災所管施設の応急復旧 ◇ 災害廃棄物処理実行計画の決定・公表 ◇ 復旧用木材資材の供給に向けた調整 ◇ 県内木材産業の災害復旧支援 ◇ 各種災害支援制度の運用開始

◇ 応急業務 ● 優先する通常業務

第1編 基本対策編 第4章 応急対策業務

(15) 水産振興部

フェーズ	主な応急対策業務
第1フェーズ (3時間以内)	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 初動対応、体制の確立 ◇ 所管施設の利用者の安全確認、職員の安否確認 ◇ 関係機関との通信手段の確保
第2フェーズ (1日以内)	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 所管施設の被害状況の把握 ◇ 部内の災害対応状況の把握 ◇ 港湾、漁港施設（漁業用燃油タンクを含む）、漁業関係者の被害状況の把握
第3フェーズ (3日以内)	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 所管施設の二次災害防止対策の実施 ◇ 漁港に関する応急措置の実施 ◇ 防災拠点漁港の機能確保
第4フェーズ (2週間以内)	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 被災所管施設の応急復旧開始 ◇ 災害融資、漁業共済の制度周知 ◇ 制度資金適用の検討、運用 ◇ 海、河川漂流物の状況の把握 ◇ 漁業施設などの緊急復旧補助事務手続きの開始
第5フェーズ (1か月以内)	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 被災所管施設の応急復旧 ◇ 本格的復旧工事の開始

◇ 応急業務 ● 優先する通常業務

(16) 土木部

フェーズ	主な応急対策業務
第1フェーズ (3時間以内)	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 初動対応、体制の確立 ◇ 所管施設の利用者の安全確認、職員の安否確認 ◇ 関係機関との通信手段の確保 ◇ 水門の遠隔操作の実施体制の確立 ◇ 浸水状況、河川管理施設のシステムによる情報収集 ◇ 道路被災状況の把握及び道路啓開の開始 ◇ 総合防災拠点となる施設の情報収集 ◇ 中四国ブロックの下水道災害時支援ルールに基づく下水道対策本部の設置 ● 県管理ダム維持管理の継続
第2フェーズ (1日以内)	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 所管施設の被害状況の把握 ◇ 部内の災害対応状況の把握 ◇ 港湾への漂流物の情報収集 ◇ 港湾・漁港の被害状況の把握 ◇ 緊急海上輸送計画の検討、計画の策定 ◇ 資材輸送可能船舶の情報収集 ◇ 土砂災害の発生状況の把握 ◇ 砂防指定地等の土砂災害の被害状況の把握

第1編 基本対策編 第4章 応急対策業務

フェーズ	主な応急対策業務
	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 応急給水に関する調整 ◇ 下水道施設の応急復旧計画の構築（簡易処理） ◇ 上下水道施設の被害状況の把握 ◇ 上水道に関する危険物対策 ◇ 県有施設等の応急危険度判定の実施 ● 道路の通行制限に関する業務の再開
第3フェーズ （3日以内）	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 所管施設の二次災害防止対策の実施 ◇ 海上輸送手段の確保 ◇ 都市施設等の被災状況の把握 ◇ 市街地内の土砂堆積状況の把握 ◇ 市町村施設の被害情報の収集 ◇ 被災建築物応急危険度判定実施市町村への支援・調整の開始 ◇ 公園・下水道施設の緊急点検 ◇ 県営住宅、市町村営住宅の被害状況把握と住民安全対策 ◇ 市町村の応急復旧に係る緊急相談窓口の設置 ◇ 応急工事の必要性の判断、発注、実施 ◇ 外国船等の入港時の乗船客、乗組員の安否確認
第4フェーズ （2週間以内）	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 被災所管施設の応急復旧開始 ◇ 応急仮設住宅の建設に向けた技術的支援の開始 ◇ 宅地判定士の招集、派遣 ◇ 家屋被害状況調査の開始 ◇ 民間被災住宅の修繕等の相談窓口設置 ◇ 民間賃貸住宅の情報提供要請 ◇ 県内外公営住宅等の空き家情報の収集 ◇ 建築制限区域の指定 ◇ 重大被害施設の復旧計画の策定 ◇ 土砂災害発生箇所の緊急・応急対策の実施 ◇ 公共土木施設の応急対策の実施 ◇ 広域的な汚泥処理計画の作成、汚泥処理の開始 ◇ 土砂災害監視システムの復旧対策開始 ◇ 土木行政総合情報システムの運用保守
第5フェーズ （1か月以内）	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 被災所管施設の応急復旧 ◇ 応急仮設住宅の建設開始（民間住宅の借上げも含む） ◇ 災害公営住宅整備に関する支援 ◇ 復興方針の策定、第1次建築制限区域の指定 ◇ 県営住宅の復旧開始、市町村営住宅の復旧支援 ◇ 本格的な応急復旧工事の開始 ◇ 既存盛土の経過観察 ● 建設業許可、入札参加資格に関する業務の再開 ● 建築物の確認・検査業務の再開

◇ 応急業務 ● 優先する通常業務

第1編 基本対策編 第4章 応急対策業務

(17) 会計管理局

フェーズ	主な応急対策業務
第1フェーズ (3時間以内)	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 初動対応、体制の確立 ◇ 所管施設の利用者の安全確認、職員の安否確認 ◇ 関係機関との通信手段の確保
第2フェーズ (1日以内)	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 所管施設の被害状況の把握 ◇ 部内の災害対応状況の把握 ◇ 県職員に対する後方支援業務の開始
第3フェーズ (3日以内)	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 所管施設の二次災害防止対策の実施 ◇ 各システム・指定金融機関等店舗等被災状況の把握 ◇ 紙ベースによる財務会計システムの代替処理 ◇ 義援金口座の開設、受付の開始 ◇ 会計事務の再開
第4フェーズ (2週間以内)	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 被災所管施設の応急復旧開始 ◇ 物資調達に関する支援 ● 財務会計システム、物品電子調達システム等の復旧
第5フェーズ (1か月以内)	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 被災所管施設の応急復旧 ◇ 義援金の配分の決定、寄贈及び公表

◇ 応急業務 ● 優先する通常業務

(18) 各種委員会事務局等(議会事務局、監査委員事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局、収用委員会事務局、選挙管理委員会事務局)

フェーズ	主な応急対策業務
第1フェーズ (3時間以内)	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 初動対応、体制の確立 ◇ 来庁者の安全確認、職員の安否確認 ◇ 関係機関との通信手段の確保 ◇ 議員、各委員の安否確認
第2フェーズ (1日以内)	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 議事堂内の被害状況の把握 ◇ 部内の災害対応状況の把握
第3フェーズ (3日以内)	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 現地視察連絡調整
第4フェーズ (2週間以内)	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 被災所管施設の応急復旧開始 ◇ 議員による中央要望活動の調整連絡
第5フェーズ (1か月以内)	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 被災所管施設の応急復旧

◇ 応急業務 ● 優先する通常業務

第1編 基本対策編 第4章 応急対策業務

(19) 教育委員会事務局

フェーズ	主な応急対策業務
第1フェーズ (3時間以内)	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 初動対応、体制の確立 ◇ 所管施設の利用者の安全確認、職員の安否確認 ◇ 関係機関との通信手段の確保 ◇ 被害情報の収集
第2フェーズ (1日以内)	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 所管施設の被害状況の把握 ◇ 事務局内の災害対応状況の把握 ◇ 避難所になっている所管施設の支援 ◇ 帰宅困難児童生徒等の把握及び誘導の調整 ◇ 所管施設来館者等の帰宅困難者対策
第3フェーズ (3日以内)	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 所管施設の二次災害防止対策の実施 ◇ 児童生徒等の家庭の被災状況の把握 ◇ 教職員住宅の被害状況の把握
第4フェーズ (2週間以内)	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 被災所管施設の応急復旧開始 ◇ 給食設備等の安全確認、衛生管理 ◇ 県立・市町村立学校施設の応急復旧 ◇ 保育所等施設の応急復旧支援 ◇ 保育所等の再開支援 ◇ 心の教育センター相談員の学校への派遣準備
第5フェーズ (1か月以内)	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 被災所管施設の応急復旧 ◇ 給食の再開 ◇ 教職員住宅の応急復旧 ◇ 応急教育等の準備（教科書教材の調達、授業の再開） ◇ 児童生徒の健康情報の収集

◇ 応急業務 ● 優先する通常業務

(20) 公営企業局

フェーズ	主な応急対策業務
第1フェーズ (3時間以内)	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 初動対応、体制の確立 ◇ 所管施設の利用者の安全確認、職員の安否確認 ◇ 関係機関との通信手段の確保 ◇ ダム施設の異常の有無確認 ◇ 所管施設の被災状況の把握 ◇ 被災所管施設の応急処置の実施 ◇ 発電所関係施設の維持管理の継続
第2フェーズ (1日以内)	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 部内の災害対応状況の把握
第3フェーズ (3日以内)	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 被災所管施設の二次災害の防止
第4フェーズ (2週間以内)	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 被災所管施設の復旧計画の作成 ◇ 被災所管施設の復旧開始
第5フェーズ (1か月以内)	上記を継続

◇ 応急業務 ● 優先する通常業務

3 応急対策業務遂行のための必要人数

(1) 必要人数積算方法

各所属に必要な職員数の積算については、各所属において応急対策業務を抽出し、業務の実施期間（フェーズ）を検討した上で、それぞれの業務に必要な人員を積み上げて「必要最小限人数」と「適正人数」を算出した。

パターン	考え方と算出の仕方
必要最小限人数	当該所属職員自らが実施する必要のある業務を行うための最小限の人数。
適正人数	当該所属の応急対策業務を適正に行うために必要となる人数。

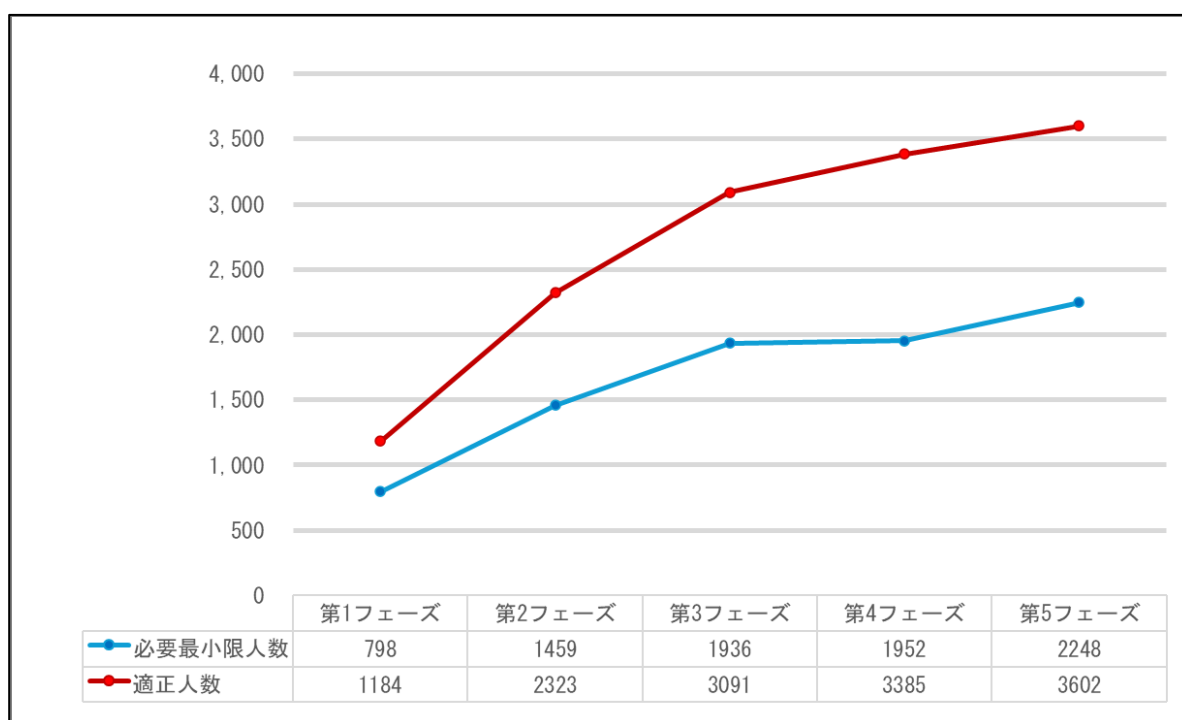
(2) 必要人数

全庁における応急対策業務の必要人数は、図表4-3のとおりとなった。

第1フェーズ（地震発生から発災後3時間までを想定）では、必要最小限人数として798人、適正人数として1,184人となった。

第2フェーズ以降は、必要最小限人数と適正人数との開きが大きくなり、第5フェーズでは、必要最小限人数として2,248人、適正人数として3,602人となり、1.5倍以上の開きがある。

図表 4-3 必要人員数（全庁）



第5章 業務継続体制の現状と対応策

1 人的資源の確保

(1) 参集可能人員数の結果

最大クラスの地震・津波という条件下で、県職員に対して調査を実施して、図表5-1のとおり参集可能人員を算出した。

この算出結果は、令和7年度の職員情報に基づくものであり、人事異動等によって当然に状況の変化はあるものの、全体の傾向としては大きく変わらないものと考えられる。

なお、参集可能人員数の計算は、5つのフェーズ毎に行った。

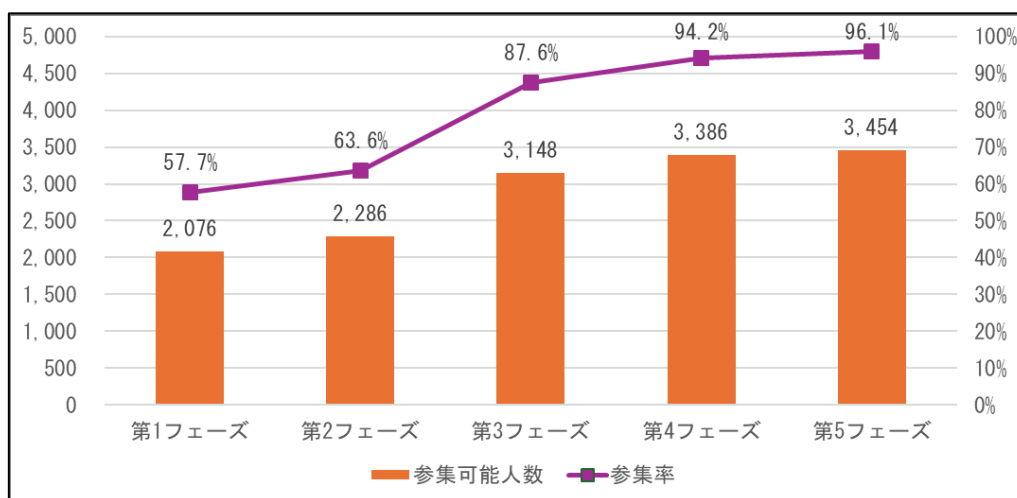
局面	地震発生からの時間
第1フェーズ	3時間以内
第2フェーズ	1日以内
第3フェーズ	3日以内
第4フェーズ	2週間以内
第5フェーズ	1カ月以内

ア 全庁

発災から概ね3時間以内である第1フェーズで2,076人（約58%）の職員の参集が見込まれる。

また、第3フェーズ以降は、90%近くの職員が参集可能と算出されているが、発災時における各職員の現在地や状況により、算出された職員数が参集することは困難になることも想定されるため、限られた人員で対応していく必要がある。

図表 5-1 参集可能人数（全庁）



なお、早朝に発生した1995年阪神淡路大震災の際には、神戸市、芦屋市、西宮市では発災後18時間（上記の第2フェーズに該当）での職員の参集状況は40～50%程度、210時間後（第4フェーズに該当）には約90%が参集した。

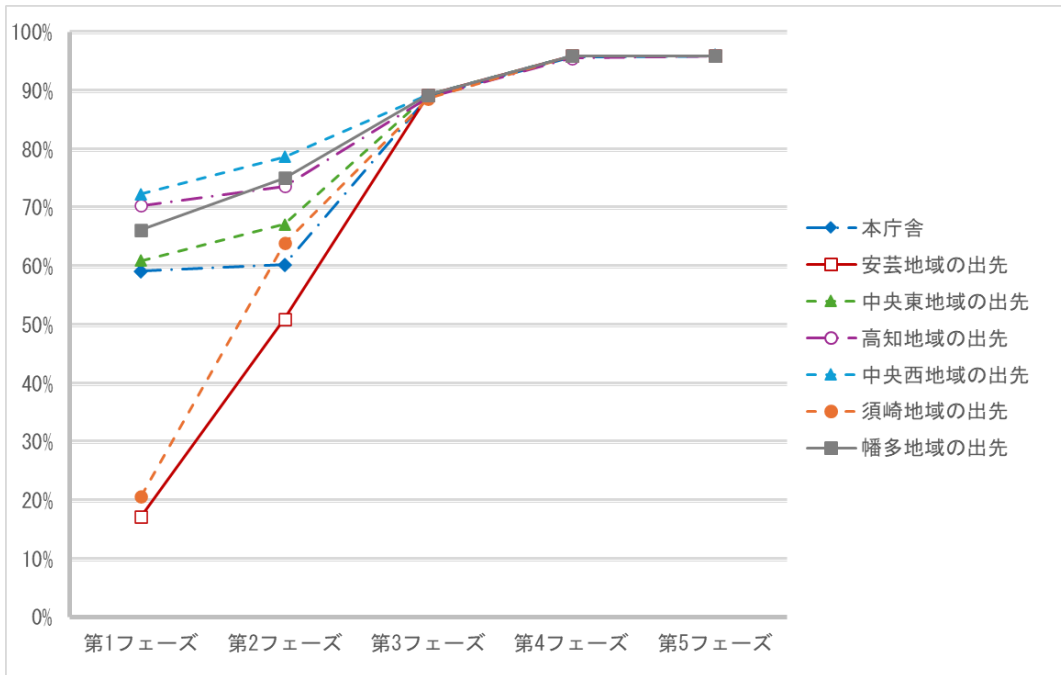
第1編 基本対策編 第5章 業務継続体制の現状と対応策

イ 本庁舎、各地域の庁舎別

庁舎の立地する地域別に参集状況を見ると、図表5-2のとおり参集率にばらつきがある。特に、安芸地域と須崎地域の出先機関は第1フェーズでは約17~20%の職員しか参集できない。

図表 5-2 地域別職員参集率

庁舎	第1フェーズ	第2フェーズ	第3フェーズ	第4フェーズ	第5フェーズ
本庁舎周辺	59.2%	60.3%	89.1%	95.8%	96.0%
安芸地域の出先機関	17.3%	51.0%	89.3%	96.0%	96.0%
中央東地域の出先機関	61.0%	67.2%	89.3%	96.0%	96.0%
高知地域の出先機関	70.4%	73.7%	88.9%	95.6%	96.0%
中央西地域の出先機関	72.4%	78.7%	89.3%	96.0%	96.0%
須崎地域の出先機関	20.7%	63.9%	88.7%	96.0%	96.0%
幡多地域の出先機関	66.2%	75.1%	89.3%	96.0%	96.0%

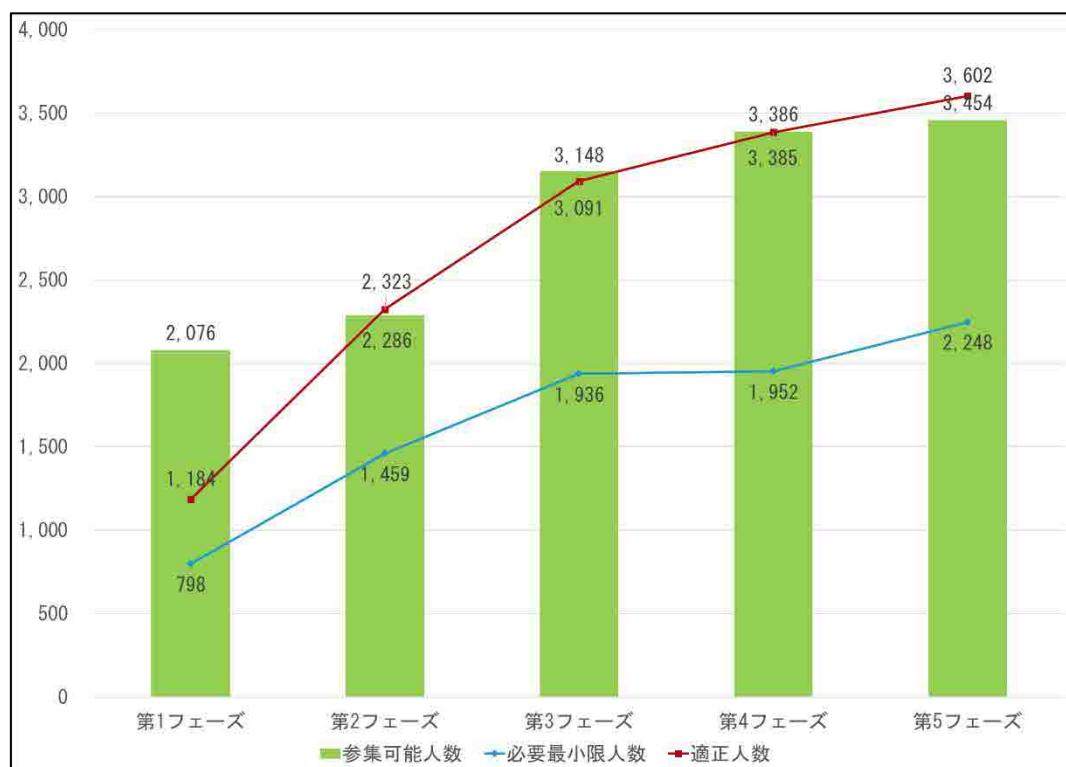


(2) 応急対策業務に必要な人員数との比較

図表5-3のとおり、応急対策業務を実施するために必要な人員数と、参集可能職員数とを比較すると、第1フェーズ及び第3フェーズにおいて「適正人数」を上回る職員が参集することが可能との推計となっている。

その他のフェーズにおいても、「適正人数」に近い職員が参集することが可能との推計となっているが、発災時における各職員の所在地や状況により、算出された人数の参集が困難になることや応急対策業務の増大に伴う適正人数の増員による職員の不足も想定されるため、限られた人員数でいかに応急対策業務を進めていくかということが課題となる。

図表 5-3 必要人員数と参集可能人数との比較（全庁）



算出方法

職員参集可能人数（参集率を含む）の算出における「全職員調査」及び「参集条件の設定」は、以下のとおり。

【全職員調査の概要】

○調査時期、方法

調査名：安否確認訓練の実施等について（令和7年5月26日付7人事第151号）

調査日：令和7年5月30日（金）10：00～14：10

調査方法：職員安否確認システム

○対象者

知事部局全所属、各行政委員会等（公営企業局、教育委員会事務局、県警を除く。）で勤務する職員（会計年度任用職員を含む。）。対象者人数は、3,595人。

【参集条件の設定】

ア 庁舎までの距離と参集手段による条件

a) 手段と時速の設定

参集手段として、公共交通機関と自家用車による参集はできないものとし、参集場所まで5km圏内であれば徒歩、参集場所まで5～10km圏内であれば自転車、参集場所まで10km以上であればバイクとした。

b) 参集可能地域

参集場所までの距離が遠いと参集が困難となる。参集可能地域は、参集手段にかかわらず片道5時間以内とした。

イ 被害想定による条件

被害想定として、「地震（揺れ）による被害」と「津波浸水による被害」の2つを想定した。

a) 地震（揺れ）による被害

南海トラフ巨大地震による被害想定（令和8年3月高知県）を参考に、県職員の約4.0%を、職員自身や家族の死亡等により1カ月経過後も参集できないものとした（L2被害想定における死者数が、県総人口の約3.5%であるため）。

加えて、上記を除く県職員の約7.0%を、職員自身や家族等の負傷等により、救護活動、救助活動が必要となるため、地震発生から3日間は参集困難である（4日目から参集）とした（L2被害想定における負傷者が、県総人口の約6.5%であるため）。

b) 津波浸水による被害

自宅が、南海トラフ地震により発生する津波の浸水域に含まれる職員は、自宅からの避難等の津波対策が必要であるため、地震発生から2日間は参集困難である（3日目から参集）と想定した。

c) 参集途上に津波浸水域がある場合

自宅は津波浸水域になくとも、参集途上に津波浸水域がある場合は、参集に支障が出るため、一律に参集時間に2時間余分にかかるものとした。

このとき、参集時間に2時間を加えた時間が5時間を超える職員は参集できないものとした。

(3) 対応策

① 職員の参集のルールと初動

県内で「震度5強」以上の地震が発生又は大津波警報が発表された場合は、休日・夜間等の勤務時間の内外にかかわらず、全職員は、原則、自所属に参集し応急対策業務を行う。

なお、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合は、「第1編 第6章」に基づき、参集し応急対策業務を行う。

ア 勤務時間内に地震が発生した場合

本部事務局員は、本庁舎3階の防災作戦室、会議室及び危機管理部執務室に参集する。その他の職員は、事前に定められた場所に参集して応急対策業務を実施する。

■ 職員の行動

発災時・収集後	職員の行動
地震発生時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急地震速報を覚知した場合は、周囲の人に大声で知らせる。 ・ 自分自身の身を守る。 ・ 来庁者へ適切な声かけや誘導を行い、安全を確保する。
地震収束後	<ul style="list-style-type: none"> ・ 旧耐震基準の建物にいる際は、一度庁舎から出て、安全が確認されるまで建物内に立ち入らない。 ・ 津波浸水予想区域の建物にいる際は、事前に指定された場所に移動する。 ・ 建物の破損箇所等の危険箇所へ立ち入らないよう注意喚起する。 ・ 負傷者が発生した際に、その付近に居合わせた職員は、救急・救命措置、応急手当等必要な処置を速やかに行う。

イ 勤務時間外に地震が発生した場合

下記の考え方にに基づき、事前に各所属において定めた場所に、徒歩、自転車又はオートバイ（原則、車は利用しない）により、参集する。

- ・ 自所属等において応急対策業務を実施するため、自所属等への参集が定められている職員は自所属等に参集
- ・ 災害対策本部事務局や災害対策支部の要員として、あらかじめ定められている職員は、それぞれ定められた県庁本庁舎、支部が設置される庁舎、総合防災拠点等に参集
- ・ 上記以外の職員については、県庁本庁舎、災害対策支部が設置される庁舎（※1）、総合防災拠点（※2）のうち、最寄りの施設で、津波浸水区域等も考慮の上、参集可能な施設に参集

第1編 基本対策編 第5章 業務継続体制の現状と対応策

※1 災害対策支部が設置される庁舎

名称	設置庁舎（事務局）	管轄区域
安芸災害対策支部	安芸総合庁舎内 (安芸地域本部)	室戸市、安芸市、東洋町、奈半利町、 田野町、安田町、北川村、馬路村、芸 西村
中央東災害対策支部	中央東土木事務所 (中央東地域本部)	南国市、香南市、香美市、本山町、大 豊町、土佐町、大川村
中央西災害対策支部	伊野合同庁舎内 (中央西地域本部)	土佐市、いの町、仁淀川町、佐川町、 越知町、日高村
須崎災害対策支部	須崎第二総合庁舎内 (須崎地域本部)	須崎市、中土佐町、禰原町、津野町、 四万十町
幡多災害対策支部	中村合同庁舎内 (幡多地域本部)	宿毛市、土佐清水市、四万十市、大 月町、三原村、黒潮町

※2 総合防災拠点となる施設

施設名	広域拠点/地域拠点
県立室戸広域公園（室戸市）	広域拠点
県立春野総合運動公園（高知市）	広域拠点
県立青少年センター（香南市）	広域拠点
宿毛市総合運動公園（宿毛市）	広域拠点
高知大学医学部（高知市）	地域拠点
四万十緑林公園（四万十町） （窪川高校含む）	地域拠点
安芸市総合運動場（安芸市）	地域拠点
土佐清水総合公園（土佐清水市）	地域拠点

- 各所属においては、「第1編 第7章 1節」に基づき、毎年、年度当初に、勤務時間外に地震が発生した場合の各職員の参集場所を定めておく。
- 南海トラフ地震が発生した場合に自所属以外に参集する場合は、職員安否確認システムのコメント欄へ参集予定場所を入力するなどにより、各所属長へ参集場所を連絡する。

第1編 基本対策編 第5章 業務継続体制の現状と対応策

次のa)からh)に掲げるような事由等により、即座の参集が困難な場合は、事由の解消、又は対処に目処が立ち次第、参集する。

- a) 自宅が、津波による避難の対象地域になっている場合
- b) 自宅が浸水若しくは倒壊した場合
- c) 家族等が死亡した場合
- d) 職員又は家族等が負傷し、治療又は入院の必要がある場合
- e) 参集時に、救出・救命活動に参加する必要性が生じた場合（各自の状況判断により対処する）
- f) 通勤経路上に津波浸水予想区域があり、迂回に時間を要する場合
- g) 家族に子ども等の要配慮者がおり、保護が必要な場合
- h) 自転車やオートバイの利用が困難で、徒歩により参集せざるを得ない場合で、その距離がおおむね20km以上の場合

〔平常時からの取組み〕

- ・各職員は、平常時から南海トラフ地震発生時における自身及び家族の安全確保の方策を検討し、自宅の安全確保（耐震化、家具の転倒防止等）を行うとともに、安全な避難場所、避難ルート（代替ルートを含む）を把握し、家族にも共有しておく。
- ・また、自宅からの参集方法、参集ルートについて、津波来襲の危険性も含めて検討しておく。
- ・参集時に必要なもの（初動マニュアル、筆記用具、手帳、数日分の簡易食料、飲料水、最低3日分の常用薬（既往症のある場合）等）を袋に入れるなど、対策を講じておく。

ウ 職員の安否確認

安否確認は、職員の被災状況を確認するとともに、投入できる職員の概数を把握することを目的に行う。

a) 職員の安否確認方法

安否確認を効率的に把握するため、携帯電話を活用した職員安否確認システムにより安否確認を行う。

通信設備等の被災により、職員安否確認システムが利用できない場合には、各職員は、連絡手段が確保され次第、所属に対して自らの安否、登庁の可否等を連絡するものとする。

b) 職員の安否確認手順

職員の安否確認を『震災及び風水害等発生時の職員安否確認に関する実施要領(人事課)』に基づき、直ちに開始する。

～ 職員の安否確認手順 ～

- 1) 人事課は、職員安否確認システムによりアプリ利用者及びメールアドレス登録者に対して、安否確認通知を送信し、安否状況及び参集状況(予定)の登録を指示する
- 2) 安否確認通知を受信した職員は、通知の指示に従い、速やかに安否状況及び参集状況(予定)を登録する
職員安否確認システム未登録職員は、予め所属で決められた方法により、所属へ安否状況及び参集状況(予定)を報告する
- 3) 各所属は、予め所属で決められた方法により、職員安否確認システム未登録職員の安否状況及び参集状況(予定)を確認の上、代理登録を行う
また、各所属は、所属職員の登録の有無を確認し、所属全職員の安否状況及び参集状況(予定)が速やかに登録されるよう状況把握に努め、登録がない職員にあっては、必要に応じて代理登録を行う
- 4) 各部局主管課及び出先機関の所管課は、随時、部局内職員等の安否状況及び参集状況(予定)の把握を行う
- 5) 各職員は、自らの参集状況に変化が生じた場合は、適宜、職員安否確認システムへの登録内容を更新する
各所属は、所属職員の参集状況を把握するとともに、適宜、職員安否確認システムへの登録状況を確認し、必要に応じて代理登録(更新)を行う
- 6) 人事課は、災害発生から一定時間経過後(1時間後、3時間後、24時間後等)の全庁の状況を取りまとめて「職員の被災状況報告書(総括表)」により、災害対策本部に報告する

② 初動要員の事前指定

ア 災害対策本部事務局・支部、保健医療調整本部・支部

災害対策本部事務局・支部(総合防災拠点要員、市町村連絡員を含む)や保健医療調整本部・支部の事務局は、業務が集中することが想定されることから、必要に応じて、毎年、事務局の応急対策業務を円滑に行うために、事前の職員配置計画を策定する。

その際、部又は所属において必要な職員が確保できない場合には、応急対策業務の少ない部局の職員を加えた職員配置計画を策定する。

また、それぞれの事務局体制を早期に確立するため、指揮命令を行う職員の参集の確実性を高める方策(近傍居住等)を検討する。

イ 所属内での事前指定

このほか、各所属では、早期の初動体制を確立するため、1時間以内に参集可能な職員を初動要員として事前に指定することが望ましい。

初動要員は、地震発生後、直ちに参集し、県内の被害状況等の情報収集を行う。

③ 指揮命令系統

ア 災害対策本部事務局

災害対策本部長（知事）は、災害対策本部を統括し、災害対策を行っていく上での基本的事項や重要事項の確認及び決定を行う。

イ 各所属

迅速かつ確実に業務を遂行するために、所属長をトップとする指揮命令系統を確立する。ただし、所属長が参集していない段階では、参集してきた職員で最も上位にあたる者が指揮を執り、初動対応を開始する。

④ 発災後の職員再配置

ア 部局間の調整

各部局（主管課）は、想定以上に業務が集中し、部局内で職員が不足する場合、又は不足することが予想される場合には、人事課に職員の応援要請を行う。

人事課は、各部局と調整し対応可能な職員を把握し、災害対策本部事務局と応急対策業務の実施状況等の情報を共有し、職員の再配置先の決定を行う。

配置先の決定にあたっては、必要人員・配置先・業務内容・期間等について具体的に調整を行うものとする。

また、応援を受ける部は、事前に応急対策業務のマニュアル等の作成を行うなど、適切な受入体制を整えるほか、早期の応援解除に努める。

イ 任命権者が異なる部局間の応援

任命権者が異なる知事部局、教育委員会、公営企業局との間で職員の応援を行う際には、上記の手順に準じて実施するものとし、それぞれの人事担当部署は、平常時から、南海トラフ地震による災害発生時の職員の応援に関して、その調整方法や手順を確認しておく。

ウ 市町村への応援

市町村への職員の派遣については、市町村振興課が市町村からの要請をとりまとめ、原則として人事課と調整を行いながら速やかに派遣を行う。

市町村庁舎等が被災し、市町村機能が著しく低下していると判断される場合は、市町村からの要請を待つことなく、職員の派遣を行うものとする。

なお、発災初期は市町村機能が低下し、市町村の人的支援ニーズの把握が困難となることが想定されることから、必要に応じて各災害対策支部から市町村リエゾン等を派遣し、管内市町村人的支援のニーズを把握のうえ、市町村支援要員を派遣する。市町村支援要員は、各災害対策支部管内の職員を充てることを基本とするが、各支部管内で要員が不足する場合には、災害対策本部事務局及び人事課において、本庁各部局の特命班の職員を中心に職員の派遣調整を行う。

エ 退職者等の活用

応急対策業務にあたる職員不足を補うため、人事課と連携して退職者等の活用を検討する。

第1編 基本対策編 第5章 業務継続体制の現状と対応策

⑤ 他県からの応援の受入れ

ア 他県からの応援の受入れに関する基本的な考え方

発災後速やかに国や他の地方公共団体、指定行政機関、指定公共機関、民間企業、NPOやボランティア等の各種団体から、人的・物的資源等の支援・提供を受け、効率的に活用するため、あらかじめ応援に関する計画を策定しておくことが必要となる。

イ 現状及び今後の対策

図表5-4のとおり県外からの応援が必要と考える業務は現状で33業務あり、うち31業務は受援計画等を策定済みである。残りの2業務は受援計画等の策定ができていない状況となっているため、各業務を所管する各部において計画等を策定するとともに、PDCAサイクルの見直し等により、応援が必要な業務が明らかになった場合は、速やかに受援計画等の策定に着手することが必要である。

図表 5-4 県外から応援が必要な業務及び受援計画等の策定状況について

所管部局	所管課	県外からの応援が必要な業務	受援計画等	
			計画等	策定期期
総務部	人事課	各部局において必要とされる業務	大規模災害時における職員派遣要請の手順書	平成30年度
	市町村振興課	各市町村において必要とされる業務	大規模災害時における市町村職員派遣要請の手順書	平成28年度 (随時改訂)
危機管理部	危機管理・防災課	被災者支援のための業務	高知県南海トラフ地震応急対策活動要領 (災害対策本部事務局マニュアル)	令和3年度改訂 令和7年度改訂
		人命救助、消火活動	高知県応急救助機関受援計画	平成27年度 (随時改訂)
		ヘリ等による応急対策活動	高知県航空部隊受援計画	平成26年度 (随時改訂)
	南海トラフ地震対策課	物資輸送	物資配送計画	基本方針： 令和3年度改訂 具体内容： 令和3年度改訂 令和7年度改訂
	消防政策課	人命救助、消火活動	高知県緊急消防援助隊受援計画	平成22年度 令和3年度改訂 令和7年度改訂
健康政策部	保健政策課	医療救護活動	高知県災害時医療救護計画	平成27年3月 平成31年4月一部改定 令和4年9月一部改訂 令和5年7月一部改訂
		透析患者支援		
		周産期医療活動		
		歯科保健医療活動	高知県災害時歯科保健医療対策活動指針	平成28年度策定 平成29年度改定 令和元年度改定 令和5年度改定 令和6年度改定
		栄養・食支援活動	高知県南海トラフ地震時栄養・食生活支援活動ガイドライン Ver.2	令和3年3月
		保健衛生活動	高知県南海トラフ地震時保健活動ガイドライン Ver.3.1	令和5年12月
	健康対策課	透析患者・在宅人工呼吸器使用者・在宅酸素療法者支援	高知県南海トラフ地震時重点継続要医療者支援マニュアル	平成28年3月 令和5年3月改訂
	薬務衛生課	医療救護活動 (薬剤師、医薬品)	高知県災害時医療救護計画	平成27年3月 平成31年4月一部改定 令和4年9月一部改訂 令和5年7月一部改訂
		動物対応	高知県災害時動物対応ガイドライン	策定中 (環境省改定中のガイドラインを反映)
		遺体対応	高知県広域火葬計画(Ver.2.0)	平成26年6月 令和7年9月改定
子ども・福祉政策部		地域福祉政策課	ボランティアの受入体制の構築	災害ボランティア活動支援マニュアル

第1編 基本対策編 第5章 業務継続体制の現状と対応策

所管部局	所管課	県外からの応援が必要な業務	受援計画等	
			計画等	策定期期
		福祉支援	高知県災害派遣福祉チーム受援計画	令和4年3月
	障害保健支援課	精神保健医療活動	高知県災害時の心のケアマニュアル(第4版)	令和3年4月
林業振興・環境部	環境対策課	災害廃棄物処理(仮置場の設置・運営管理、被災家屋の解体撤去等)	高知県災害廃棄物処理計画Ver.2	平成31年3月
水産振興部	漁港漁場課	漁港啓開作業	防災拠点漁港の啓開計画(県管理6漁港)	平成27年度
土木部	土木政策課	インフラの応急復旧に向けた支援等	緊急災害派遣隊(TEC-FORCE)受援計画	令和4年3月
	防災砂防課	災害査定業務	検討中	検討中
	道路課	道路啓開	高知県道路啓開計画(Ver3.2)	令和6年2月
	都市計画課	被災宅地危険度判定	被災宅地危険度判定業務実施マニュアル(高知県版)	令和5年7月
	公園上下水道課	下水道被害調査・復旧支援業務	浦戸湾東部流域下水道業務継続計画	平成25年3月 令和4年3月改訂 (随時改訂)
			高知県応急給水・応急復旧活動調整マニュアル	令和3年3月
	住宅課	応急仮設住宅の建設	応急仮設住宅供給計画	平成28年11月改訂
		災害公営住宅の建設	災害公営住宅建設計画	平成30年12月
	建築指導課	被災建築物応急危険度判定	被災建築物応急危険度判定震前支援計画	令和3年11月改訂
港湾・海岸課	航路啓開(防災拠点港)	南海トラフ地震に対応した四国の広域的な海上輸送の継続計画(四国の港湾における地震・津波対策検討会議作成)	令和3年2月改訂	
教育委員会	人権教育・児童生徒課	スクールカウンセラーとしての相談業務	スクールカウンセラー派遣要請の手順書	令和3年度
公営企業局	電気工水課	工業用水道施設の復旧業務	高知県公営企業局 南海トラフ地震対策業務継続計画(総合制御所編)	令和3年度 (随時改訂)
警察本部	災害対策室	・被災情報の収集、伝達 ・救出救助及び行方不明者の捜索 ・交通路の確保 ・検視・身元確認 ・パトロール活動等	警察受援計画	平成26年度 (随時改訂)

⑥ 職員の健康管理と安全確保

職員厚生課は、長期間に及び応急対策業務遂行時の職員のこころと身体の健康と安全を維持するために、健康管理及び安全確保の統括を行う。

ア 健康管理

大規模な災害が発生し、長期間の対策が必要と判断された場合には、総務部は各部に対して勤務のローテーション計画を作成することを指示する。

また、各部において職員の休憩所、食料、簡易トイレ等の確保等、職員の業務を持続可能とするための環境整備が行えるよう関係部署との調整を行う。ローテーション計画の作成にあたっては、1日の作業時間は8時間(最大12時間)、1週間の作業時間は40時間(最大60時間)を超えないようにする。原則として、1週間に最低1日は休みを確保する。

また、1日における作業時間が8時間を超える場合は、最低11時間の休憩(インターバル)後、再度業務を開始するほか、一人の職員が原則として帰宅しない日が3日を超えて勤務することがないようにすることとし、一人の職員が過度に勤務することがないように、当該職員の健康状態には十分配慮する。

※作業時間については、労働基準法第33条1項及び厚生労働省防災業務計画(第2編第1章第6節3項)を参考とする。

疲労は、本人の健康を損ねて作業効率を悪くするばかりでなく、ミスや事故の原因にもなる。

また、作業時間が長時間に及んだりすることは、時に脳・血管疾患（脳梗塞、脳出血、心筋梗塞等）やストレス症状の引き金になるため、疲労の予防が重要である。

- 1) 作業の合間に十分な休憩が取れるよう、作業時間を調整する。
- 2) 6時間以上の睡眠を確保する。
- 3) 安全な休憩場所やトイレを確保する。
- 4) 危険に対する備えをきちんとし、作業の負担をできるだけ減らす。
- 5) 持病があるものは、治療を受け続けられるよう支援する。

イ 職員のメンタルヘルスケア

応急対策業務に従事する職員には、責務や長期間の業務従事等から大きな心理的負担が生じることから、メンタルヘルスへの影響が懸念される。

このため、職員厚生課は、災害時のこころの回復の時間的経過に応じた情報提供を行うと共に、疲労のコントロールのための休暇取得の促進、管理職へのラインケア研修等を実施し、職員のメンタルヘルスに係る問題等の予防、早期発見、治療及びフォローアップと職場の環境改善に係る対策を講じる。

継続的かつ計画的な「4つのメンタルヘルスケア」の推進

- 1) セルフケア：職員自身の自己管理
 - ・ストレスやメンタルヘルスに対する正しい理解を持つ。
 - ・疲労やストレスに早期に気づくことができるようにする。
 - ・適切にストレスの対処ができるようにする。
- 2) 管理職によるケア
 - ・安全な休憩場所やトイレの確保、職場環境への配慮を行う。
 - ・職員の疲労回復のための休暇・休養の取得を促進する。
 - ・職員の健康不調を早期に気づき、適切に対応する。
- 3) 職員厚生課スタッフ等によるケア
 - ・セルフケア及び管理職によるケアが効果的に実施されるよう、職員及び管理職に対する支援を行う。
 - ・勤務シフトの改善、過大な負荷の軽減、休憩時間の確保等、働きやすい環境づくりへの助言を行う。
- 4) 庁外資源の活用
 - ・問題への対応や必要とするサービスについて専門的な知識や人的資源が必要な場合には、庁外資源を活用する。

ウ 安全確保

各部は、特に被害調査、連絡等のため、現場に出る職員がある場合は、緊急情報の収集、伝達手段の確保等（ラジオ、衛星携帯電話の携行等）、職員の安全の確保を図る観点から、必要な措置を行う。

エ 感染症防止対策

a) 事前対策

大規模災害発生時において、感染症蔓延・拡大等感染症の流行の恐れがある場合は、災害対応に係る災害対策本部の運営、各部局における応急対策業務の実施等の際しても、人と人との接触の低減、「三つの密」（①密閉空間、②密集場所、③密接場面）を避けることをより、業務継続ができるよう感染症対策に努める。

- 1) 災害対策本部設置場所の換気の徹底
- 2) 災害対策本部設置場所の密とならない座席配置
- 3) 1)、2)を踏まえ、必要に応じた災害対策本部及び執務室の設置
- 4) 手洗い、咳エチケット、マスク着用の徹底
- 5) 共同で使用する物品・機器等の消毒の徹底
- 6) 電話やTV会議システム等の活用

b) 感染者が確認された場合

職員に感染者が確認された場合においては、感染者及び濃厚接触者の特定、隔離又は一時帰宅等の対応を行うとともに、感染エリアの閉鎖及び消毒や派遣職員等の活動環境確保等それぞれの感染症の特性に応じた対応を行い、感染症の拡大防止に努める。

2 業務執行環境の確保

災害対策本部、保健医療調整本部、本庁各課、災害対策支部、保健医療調整支部の業務執行環境の現状及び対策を示す。

施設一覧

県庁本庁舎（高知市）	安芸総合庁舎（安芸市）	中央西福祉保健所（高岡郡佐川町）
県庁西庁舎（高知市）	中央東福祉保健所（香美市）	須崎第二総合庁舎（須崎市）
県庁北庁舎（高知市）	中央東土木事務所（南国市）	中村合同庁舎（四万十市）
保健衛生総合庁舎（高知市）	消防防災航空センター（南国市）	幡多総合庁舎（四万十市）
総合あんしんセンター（高知市）	伊野合同庁舎（吾川郡いの町）	

(1) 庁舎の耐震性能等

① 現状

図表5-5のとおり、災害対策支部及び災害医療対策支部の活動拠点となる庁舎は、耐震性が確保されており、地震による施設機能の停止の可能性は低い状況である。一方、西庁舎、北庁舎、保健衛生総合庁舎、総合あんしんセンター、安芸総合庁舎、須崎第二総合庁舎及び中村合同庁舎は、津波浸水エリアに含まれるため、施設の一部が利用できなくなる可能性がある。

図表 5-5 地震・津波発生時における庁舎の状況

施設名	構造	建築年度	耐震性能	津波浸水		計画の位置づけ	
				L1	L2		
県庁	本庁舎	RC	S37	有(免震)	—	災害対策本部 本庁各課 津波一時避難ビル	
	西庁舎	SRC	S56	有	—		浸水
	北庁舎	RC	H3	有	—		浸水
保健衛生総合庁舎	RC	H30	有(免震)	—	浸水	保健医療調整本部	
総合あんしんセンター	RC	H21	有(免震)	—	浸水	保健医療調整高知市支部 (高知市災害対策本部)	
安芸総合庁舎	RC	H24	有(免震)	—	浸水	安芸災害対策支部 保健医療調整安芸支部 津波一時避難ビル	
中央東福祉保健所	RC	H10	有	—	—	保健医療調整中央東支部	
中央東土木事務所	RC	S45	有	—	—	中央東災害対策支部	
消防防災航空センター	RC	H30	有	—	—	災害対策本部	
伊野合同庁舎	RC	S59	有	—	—	中央西災害対策支部	
中央西福祉保健所	RC	S56	有	—	—	保健医療調整中央西支部	
須崎第二総合庁舎	RC	H5	有	—	浸水	須崎災害対策支部 保健医療調整高幡支部 津波一時避難ビル	

第1編 基本対策編 第5章 業務継続体制の現状と対応策

施設名	構造	建築年度	耐震性能	津波浸水		計画の位置づけ
				L1	L2	
中村合同庁舎	RC	S57	有	—	浸水	幡多災害対策支部
幡多総合庁舎	RC	S41	有	—	—	保健医療調整幡多支部

※ 敷地内に複数の建物がある場合は延べ床面積が最も大きいものを整理

※ 構造RC（鉄筋コンクリート）、SRC（鉄骨鉄筋コンクリート）、S（鉄骨）

※ L1（レベル1）発生頻度の高い一定規模の地震・津波、L2（レベル2）最大クラスの地震・津波

② 対策

ア 代替施設の確保

各庁舎が使用できなくなった場合の代替施設として、図表5-6のとおり想定している。

県庁3庁舎の代替施設として高知県警察本部が指定されており、耐震性能も確保されている。ただし、県警察本部が使用できない場合や災害対応のためにスペースの確保が必要な場合には、高知県自治会館の活用を検討する。

今後、対象施設の了解を得ることを始めとして、周辺施設の耐震化の状況も見極めながら、実質的に機能する代替施設の確保に向けた検討を進めていく。

図表 5-6 代替施設の確保可能性（検討中も含む）

施設名		代替施設			
		施設名	所有者	耐震性能	津波浸水
県庁	本庁舎	高知県警察本部	高知県警察本部	有	無
	西庁舎	保健衛生総合庁舎	高知県	有	有
	北庁舎	高知県自治会館 高知県立公文書館	高知縣市町村総合事務組合 高知県	有 有	有 有
保健衛生総合庁舎		検討中			
総合あんしんセンター		検討中			
安芸総合庁舎		高知県立安芸中学・高等学校	高知県	有	有
中央東福祉保健所		香美市役所	香美市	有	無
中央東土木事務所		県立青少年センター	高知県	有	無
消防防災航空センター	県立青少年センター	高知県	有	無	
	高知県立春野総合運動公園	高知県	有	無	
伊野合同庁舎		高知県立春野総合運動公園	高知県	有	無
中央西福祉保健所	紙産業技術センター	高知県	有	無	
	中央西農業振興センター 高吾農業改良普及所	高知県（施設） 佐川町（土地）	有	無	
須崎第二総合庁舎		県立窪川高校	高知県	有	無
中村合同庁舎	幡多総合庁舎	高知県	有	無	
	中村河川国道事務所	国土交通省	有	有	
幡多総合庁舎		中村合同庁舎	高知県	有	有

第1編 基本対策編 第5章 業務継続体制の現状と対応策

イ 耐震化の実施

県有建築物は、南海トラフ地震発生時の利用者の安全性の確保とともに、発災後の応急・復旧の活動拠点等の機能も求められることから、「県有建築物耐震化実施計画」に基づき、建築物の耐震化を効率的・効果的に実施していく。

ウ 代替施設における耐震性能、応急対策に必要な資源等の確認

代替施設として指定されている施設においては、あらかじめ施設の耐震性能の確認を行う。

また、代替施設へ移転し実際に活動するために必要な資源（執務スペース、電力、トイレ等の確保状況）について事前に確認するとともに、不足する場合は、代替施設の管理者と関係部局が連携し、資源の確保や整備に努める。

(2) 電力

① 現状

図表5-7のとおり、応急対策業務を行う各施設の多くは、停電が発生した場合でも最大3日間程度の発電に必要な燃料が確保されている。

一方、災害対策本部となる県庁では、本庁舎では約72時間（ただし、電力の供給先は災対本部、無線統制室、防災サーバー室、事務室：約1/3）、西庁舎では約54時間（事務室：1/3）、北庁舎では約40時間（事務室：1/3）と一定の供給制限がある。また、消防防災航空センターや災害対策支部となる伊野合同庁舎については、72時間の供給ができない状況である。

図表 5-7 非常用電源の状況

施設名		設置階数	津波浸水		電力の主な供給先	供給条件 〔A: 燃料の種類 B: 消費量 C: 備蓄状況〕	時間
			L1	L2			
県庁	本庁舎*	議会棟 別館北側	—	—	・災害対策本部（防災 作戦室等） ・無線統制室 ・防災サーバー室 ・執務室（約1/3）	A: 特A重油 B: 315ℓ/h C: 20,000 ℓ貯蔵	約72H
	西庁舎	4F	—	—	・事務室（約1/3）	A: A重油 B: 37.2ℓ/h C: 1,950ℓ貯蔵	約54H
	北庁舎	1F	—	浸水	・事務室（約1/3）	A: A重油 B: 22.7ℓ/h C: 950 ℓ貯蔵	約40H
保健衛生総合庁舎		一期棟 屋上	—	—	・非常用電源接続 コンセント ・非常用照明 ・冷凍冷蔵庫等	A: A重油 B: 14ℓ/h C: 4,950ℓ	約72H
安芸総合庁舎		6F	—	—	・防災行政無線 ・電気室 ・庁内非常用設備	A: A重油 B: 52ℓ/h C: 3,900ℓ貯蔵	約72H

第1編 基本対策編 第5章 業務継続体制の現状と対応策

施設名	設置階数	津波浸水		電力の主な供給先	供給条件 〔A: 燃料の種類 B: 消費量 C: 備蓄状況〕	時間
		L1	L2			
中央東福祉保健所	外倉庫 旧館1F	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線 ・太陽光発電の予備 ・浄化槽 ・所内非常用照明等 ・災害対応業務を行う う室の照明、PC等 	A: ガソリン、LPガス 軽油、太陽光電池 B: 0.5~0.6kg/h (ガソリン(ポータブル発電機)) 0.45kg/h (LPガス(ポータブル発電機)) 13.1kg/h (自家発電装置) C: 40ℓ貯蔵(ガソリン) 300kg(LPガス) 950ℓ貯蔵(軽油)	約72H
中央東土木事務所	庁舎北側 別棟	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線 ・非常用照明 ・サーバー、PC 	A: 軽油 B: 14.9ℓ/h C: 1,140ℓ(軽油)	約77H
消防防災航空センター	1F	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ・格納庫 ・事務室 等 	A: 軽油 B: 20ℓ/h C: 912ℓ	約45H
伊野合同庁舎	庁舎1F 機械室 屋上	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線 ・庁舎内照明 ・コンセント 	A: A重油、軽油 B: 31.6ℓ/h(A重油) 10.9ℓ/h(軽油) C: 990ℓ貯蔵(軽油) 1,980ℓ貯蔵他(A重油)	約48H
中央西福祉保健所	機械室	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線 ・照明 ・サーバー ・PC ・衛星携帯電話 	A: ガソリン、LPガス B: 3.7ℓ/h (ガソリン(ポータブル発電機)) 1.7ℓ/h (LPガス(ポータブル発電機)) C: 36ℓ貯蔵(ガソリン)	約4H ~110H
須崎第二総合庁舎	6F機械室 屋上	—	浸水	<ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線 ・3F照明、コンセント ・5F照明、コンセント 	A: A重油、軽油 B: 31.6ℓ/h(A重油) 14.7ℓ/h(軽油) C: 1,980ℓ貯蔵他(A重油) 950ℓ貯蔵(軽油)	約64.6H ~72H
中村合同庁舎	屋上	—	浸水	<ul style="list-style-type: none"> ・1~3F コンセント (一部フロア) 	A: 重油、軽油 B: 16.3ℓ/h(重油) 9.6ℓ/h(軽油) C: なし	約86 ~141H
幡多総合庁舎	屋上	—	—	防災行政無線設備 <ul style="list-style-type: none"> ・照明 ・コンセント ・火災報知器等 	A: A重油、ガソリン B: 27.5ℓ/h(A重油) 12.2ℓ/h(ガソリン) C: 1,980ℓ貯蔵(A重油) 18ℓ貯蔵(ガソリン)	約22H ~72H

※ 県庁本庁舎の非常用電源は、浸水対策を実施済み。

※ 総合あんしんセンターの情報は非公開とする。

② 対策

ア 非常用電源の確保

発災時における電力を十分確保できていない施設があることから、非常用発電機を増設するなどの対策を検討しておく。

イ 非常用電源の津波浸水対策

建物の低階層や地上に設置されている場合は、津波が浸水する恐れがあるため高上げや浸水の心配のない階へ移動する等の対策を講じる。

ウ 電力供給の優先順位を事前に明確化

非常用電源が稼働した場合は、通常よりも電力の供給に制限がかかるため、被災情報の収集・集約等の業務に必要となるOA機器に電力が供給されるよう事前に優先順位を明確にしておく。

エ 燃料の確保

非常用電源の燃料を常日頃から補充し、災害時に最大限稼働できるよう準備しておくとともに、非常時における燃料確保の方策を事前に検討しておく。

(3) 通信

① 現状

ア 固定電話等

各施設の固定電話、災害時優先電話等の設置状況は図表5-8のとおり。

固定電話を停電時に利用できるのは、安芸総合庁舎、中央東福祉保健所、一部のみ利用できるのは、中央東土木事務所、伊野合同庁舎となっている。

一方、災害時優先電話については、本庁舎と安芸総合庁舎以外は、3台以下となっており、西庁舎、北庁舎、保健衛生総合庁舎、消防防災航空センターは未整備となっている。また、伊野合同庁舎、中央西福祉保健所、須崎第二総合庁舎、中村合同庁舎では停電時に利用できない。

なお、携帯電話については、災害対策支部及び保健医療調整支部を設置する施設並びに消防防災航空センターに設置されており、施設の停電の有無にかかわらず、通信手段として利用が可能である。

図表 5-8 固定電話、災害時優先電話等の設置状況

施設名		固定電話		災害時優先電話		携帯 電話
		台数	停電時の 使用可否	台数	停電時の 使用可否	台数
県庁	本庁舎	914	×	20	○ (約72H以内)	0
	西庁舎	459	×	0	—	0
	北庁舎	70	×	0	—	0
保健衛生総合庁舎		70	×	0	—	0
安芸総合庁舎		167	○	9	○	9

第1編 基本対策編 第5章 業務継続体制の現状と対応策

施設名	固定電話		災害時優先電話		携帯電話
	台数	停電時の使用可否	台数	停電時の使用可否	台数
中央東福祉保健所	43	○	1	○	3
中央東土木事務所	48	× (一部○)	3	○	5
消防防災航空センター	22	×	0	—	2
伊野合同庁舎	79	× (一部○)	2	×	3
中央西福祉保健所	28	×	2	×	2
須崎第二総合庁舎	100	×	2	×	7
中村合同庁舎	64	×	1	×	3
幡多総合庁舎	102	×	2	○	1

※ 総合あんしんセンターの情報は非公開とする。

イ 防災行政無線（音声・FAX）

防災行政無線の回線は地上系と衛星系に分かれており、図表5-9のとおり、地上系は、県庁及び県出先機関、市町村、消防本部、その他防災関係機関において、衛星系は、関係省庁や都道府県、市町村、消防本部等において利用可能である。

また、地上系については、災害現場で情報伝達が行えるよう移動局（ハンディ型）を土木事務所や福祉保健所に整備するとともに、衛星系においても、災害現場の状況を映像伝送できるよう、可搬型VSAT局（本庁3局）を整備している。

図表 5-9 防災行政無線の接続先

	接続先	備考
地上系	<ul style="list-style-type: none"> ・本庁、西庁、北庁、保健衛生総合庁舎 ・消防防災航空センター ・土木事務所（出先事務所も含む）の所在する庁舎 ・福祉保健所の所在する庁舎 ・市町村、消防本部 ・陸上自衛隊第50普通科連隊 ・高知海上保安部、高知地方気象台 ・高知県医師会、高知市医師会 ・日本赤十字社高知県支部 ・広域災害拠点病院、災害拠点病院 ・NHK 高知放送局、高知放送、テレビ高知、高知さんさんテレビ、エフエム高知 ・移動局（県庁・県出先機関108台） 	<p>【移動局の機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハンディ型、充電式（市販電池使用不可） ・通常使用で8時間程度稼働（連続通話で2時間程度） ・総合防災対策推進地域本部、総合防災拠点、土木事務所、福祉保健所、総合あんしんセンターに配備
衛星系	<ul style="list-style-type: none"> ・総務省、消防庁 ・他都道府県等 ・県内市町村・消防本部 ・消防防災ヘリ「おとめ」（ヘリサット） ・高知市消防局（車両（可搬型）） ・高幡消防組合消防本部（可搬型） ・12土木事務所（事務所含む） 	

第1編 基本対策編 第5章 業務継続体制の現状と対応策

ウ 衛星携帯電話・衛星インターネット機器

整備状況は、図表5-10、図表5-11のとおり。衛星携帯電話は、災害時に高い確率で通信の確保が可能である。一方、バッテリーの稼働時間が短いこと、屋外又は窓際でを使用すること等の利用上の制限もある。

また、過去の災害の教訓を踏まえ、衛星通信設備を整備することで、インターネット環境の確保を図っている。

図表 5-10 衛星携帯電話の整備状況

部局	台数	設置場所
危機管理部	2	防災作戦室 常設2台
土木部	20	安芸、室戸、中央東、本山、高知、中央西、越知、須崎、四万十町、幡多、宿毛、土佐清水、河川課(2台)、永瀬ダム(2台)、鏡ダム(2台)、坂本ダム(2台)
水産振興部	2	漁業管理課1台、室戸漁業指導所1台
保健医療調整本部	1	保健衛生総合庁舎
保健医療調整支部	6	安芸、中央東、高知市、中央西、高幡、幡多
広域災害拠点病院	3	高知医療センター、高知大学医学部附属病院、高知赤十字病院
災害拠点病院	9	県立あき総合病院、JA高知病院、近森病院、国立病院機構高知病院、いの町立国民健康保険仁淀病院、土佐市立土佐市民病院、須崎くろしお病院、くぼかわ病院、県立幡多けんみん病院
教育委員会事務局	1	幡多青少年の家

※ 防災作戦室、総合防災拠点(8か所)には、1台ずつ衛星IP電話機を設置。

※ 中央西福祉保健所及び幡多総合庁舎の非常用電源は、太陽光発電設備とポータブル発電機の併用となっている。

図表 5-11 衛星インターネット機器の整備状況

部局	設置場所
危機管理部※	防災作戦室 常設1台 可搬型3台 総合防災拠点 常設8台(各拠点1台) 安芸地域本部 可搬型2台 中央東地域本部 可搬型2台 中央西地域本部 可搬型3台 須崎地域本部 可搬型2台 幡多地域本部 可搬型3台
健康政策部	保健衛生総合庁舎、各福祉保健所(高知市含む)(6か所) 災害拠点病院(11か所)※高知大学医学部は総合防災拠点として整備

エ マイクロ波多重無線通信回線（通称「マイクロ」）

議会棟別館の専用アンテナにより、国土交通省四国地方整備局高知河川国道事務所と接続され、全国との通信が確保できる。高知県の利用可能回線は以下のとおり。

- 1) 国土交通省専用回線（国交省機関、都道府県）
- 2) 消防庁消防防災無線（消防庁、都道府県）
- 3) 中央防災無線（全省庁）

オ 消防・救急無線

消防本部や消防署等に基地局が設置されており、消防車・救急車に搭載した移動局との間で通信が確保できる。

高知県庁には、消防防災航空センター（南国市）に移動局があり、県内の各消防本部等と通信できる。

カ 防災相互通信用無線

災害現場において、消防、警察、海上保安庁等の各防災機関の間で通信を確保するための無線を、図表5-12のとおり所有している。単信方式の無線通信で、通信距離は数kmから数十kmと近距離に限られる。

図表 5-12 防災相互通信用無線の所有先

所有先	備考
<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防本部、警察、海上保安庁 ・ 県（本庁）、消防防災航空センター ・ 総合防災対策推進地域本部 	<p>※自衛隊は所有していない</p>

② 対策

ア 防災行政無線の高度化

高所監視カメラ等により収集した被災状況などの動画像情報を、国の防災IoTシステムの活用等により防災関係機関に共有し、迅速な応急活動を図っていく。

イ 通信事業者の所有する通信の活用

各通信事業者に要請し、各通信事業者の所有する衛星通信車両、衛星携帯電話等により通信手段を確保する。

ウ 四国総合通信局への要請

四国総合通信局に、災害対策用の通信機器等（衛星携帯電話、衛星インターネット機器など）の貸与を要請し通信手段を確保する。

エ 高知県総合防災情報システムの活用

高知県総合防災情報システムについては、新総合防災情報システム（SOBO-WEB）とも接続した上で、応急活動や避難情報、被災情報などを一元的に集約し、県民や防災関係機関への迅速な情報提供、共有を図っている。

オ 高知県防災アプリ・SNSによる情報提供

高知県防災アプリは、避難情報など様々な防災情報をリアルタイムにプッシュ型でお知らせするなど、県民へ適切な防災情報の発信を行っている。

また、SNSを活用した県民への情報発信も行っている。

(4) 情報基盤、情報システム

① 現状

県の業務に係る情報基盤、情報システムは約210(令和7年11月現在)あるが、大規模地震発生の際に優先的に復旧する必要があるものは図表5-13のとおりである。

図表 5-13 優先的に復旧する必要がある情報基盤、情報システム

<p>A 応急対策業務を進めるために必要不可欠であり、最優先で復旧を行う必要があるもの</p> <p>○情報基盤</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高知県情報ハイウェイ【デジタル政策課】 ・高知県防災行政無線システム【危機管理・防災課】 ・高知県情報セキュリティクラウド【デジタル政策課】 ・総合行政ネットワーク(LGWAN)【デジタル政策課】 ・庁内クラウド【デジタル政策課】 ・県庁ネットワークシステム【デジタル政策課】 <p>○情報システム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高知県総合防災情報システム【危機管理・防災課】 ・高知県震度情報ネットワークシステム【危機管理・防災課】 ・全国瞬時警報システム(J-ALERT)【危機管理・防災課】 ・被災者支援システム【危機管理・防災課】※令和8年度構築予定 ・緊急消防援助隊動態システム【消防政策課】 ・支援情報共有ツール【消防政策課】 ・集中管理型動態管理システム【消防政策課】 ・高知県ポータルサイト【広報広聴課】 ・EMIS(厚生労働省 広域災害救急医療情報システム)【保健政策課】 ・D24H(厚生労働省 災害時保健医療福祉活動支援システム)【保健政策課】 ・高知県水防情報システム【河川課】
<p>B 応急対策業務を進めるために、Aに次いで早急に復旧を行う必要があるもの</p> <p>○情報基盤</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民基本台帳ネットワークシステム【市町村振興課】
<p>C 県の業務を災害対応から通常業務へ戻していく中で、優先して復旧を行う必要があるもの</p> <p>○情報基盤</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育情報通信ネットワークシステム【教育政策課】 <p>○情報システム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共通基盤【デジタル政策課】 ・高知県例規情報総合システム【法務文書課】 ・財務会計システム【会計管理課】 ・土木行政総合情報システム【土木政策課】 ・高知県物品電子調達システム【総務事務センター】 ・こうち農業ネット【環境農業推進課】

② 対策

ア システムのメンテナンス

各種システムについては、継続的に使用することで徐々に経年劣化することから、定期的な点検や更新を図っている。

イ 庁内クラウドへのシステム移行

庁内クラウドでは、平常時に運用する環境とバックアップ用の環境の2つを構築し、離れた別々の場所に置いて同時に被災する可能性を少なくする運用によって災害対策の強化を図っている。

現在111の情報システムが庁内クラウドへ移行しており、引き続き対象となるシステムについて移行を進めていく。

ウ 耐震対策

県庁舎等におけるシステムの設置場所については、ほぼ免震、耐震対策がなされているが、今後もそれぞれの場所において機器の固定、棚やラックの強度等について点検を行い、必要な対策を進めていく必要がある。

エ 重要な情報基盤、情報システムの電力確保

重要な情報基盤、情報システムの一部については、施設の非常用電源による発電時間が約8時間しか対応できない場所にあることから、これらについては、商用電源の復旧までの間、優先的に非常用電源用の燃料を補給する方策を検討する必要がある。

オ データバックアップ

重要システムのデータバックアップが定期的に行われているかを点検、確認しておく必要がある。

(5) 執務環境

来庁者、職員等の人的被害の軽減及び活動拠点としての機能を確保するため、平成20年度に「県有建築物の室内空間における地震時の安全対策に係る対応方針」を策定した。各所属は、「地震時における執務室等の安全点検チェックリスト」に基づき、年1回以上、室内の安全点検を実施する。

(6) 飲料水・食料等

本庁舎では、飲料水用途の上水系統として、上水24 tを高置水槽に貯水（確保）している。

応急対策業務に従事する職員用の飲料水・食料等は、『高知県災害時等職員用備蓄物資管理要領（以下「備蓄物資管理要領」という。）』に基づき、全職員の3日分を確保しているが、大規模災害対応において十分な調達ができない場合に備え、1週間分の確保の検討を進めていく。

また、民間事業者との協定締結による流通備蓄の推進など、調達体制の整備や、職員によるローリングストックや備蓄の確保を図っていく。

なお、備蓄物資管理要領に基づく物資以外に、施設管理者が保有している県職員用の備蓄物資は、図表5-14のとおり。

図表 5-14 備蓄物資の対策状況

施設	保管場所	品名	数量
中央東福祉保健所	新館2階災害用 備蓄倉庫等	カセットコンロ等	2個(ガス32本)
		便袋	900回分
		寝袋	10枚
		毛布	20枚
保健衛生総合庁舎	1階災害備蓄庫	飲料水2L	200本
		白米	150食
		五目ご飯	150食
		わかめご飯	200食
		便袋	300回分
		マスク	50枚×4

(7) トイレ

図表5-15のとおり、県庁本庁舎、総合あんしんセンター、安芸総合庁舎及び幡多総合庁舎を除いた施設では、災害時に下水道が機能しなくなった場合、トイレ機能が確保できていない状況である。

トイレ機能を確保するためには、民間事業者との協定締結によるトイレ機能の維持（仮設トイレの設置やし尿物処理等）など必要な対策を進めていく必要がある。

図表 5-15 トイレの機能の確保状況

施設名		トイレ機能の確保
県 庁	本庁舎※1	○
	西庁舎	×
	北庁舎	×
保健衛生総合庁舎		×
総合あんしんセンター※2		○
安芸総合庁舎※3		○
中央東福祉保健所※2		×
中央東土木事務所		×
消防防災航空センター		×
伊野合同庁舎		×
中央西福祉保健所		×
須崎第二総合庁舎		×
中村合同庁舎		×
幡多総合庁舎※4		○

※1：非常用汚水貯留槽と屋上の高置水槽（井水をポンプアップ）により約5,000人・日分のトイレ機能が確保されている。

※2：仮設トイレ整備（総合あんしんセンター 2台、中央東福祉保健所 1台）

※3：非常用汚水貯留槽（40t）と屋上の高置水槽（井水をポンプアップ）により、通常使用で約1週間分のトイレ機能が確保されている。

※4：非常用汚水貯留槽と井戸水等の活用によりトイレ機能が確保されている。

(8) 消耗品等

応急対策業務の実施には、コピー用紙やトナー、事務用品（ボールペン、ノート、メモ用紙等）などといった消耗品が必要となる。しかし、南海トラフ地震発生時には、事業者からの継続的な補充は困難と想定されるため、各所属は応急対策業務の実施に必要な目安量を常時補充しておくものとする。

公用車は災害時に燃料不足が想定されるため、各所属で、常に燃料タンクの半分以上補充しておくものとする。

第6章 南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応

1 南海トラフ地震臨時情報の概要

(1) 南海トラフ地震臨時情報の発表

「南海トラフ地震臨時情報」は、南海トラフ沿いで異常な現象が観測された場合や地震発生の可能性が相対的に高まっていると評価された場合等に、気象庁から発表される。

気象庁において、マグニチュード 6.8 以上の地震等の異常な現象を観測した後、5～30 分後に南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表され、その後、「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の臨時会合における調査結果を受けて、該当するキーワードを付した臨時情報が発表される。

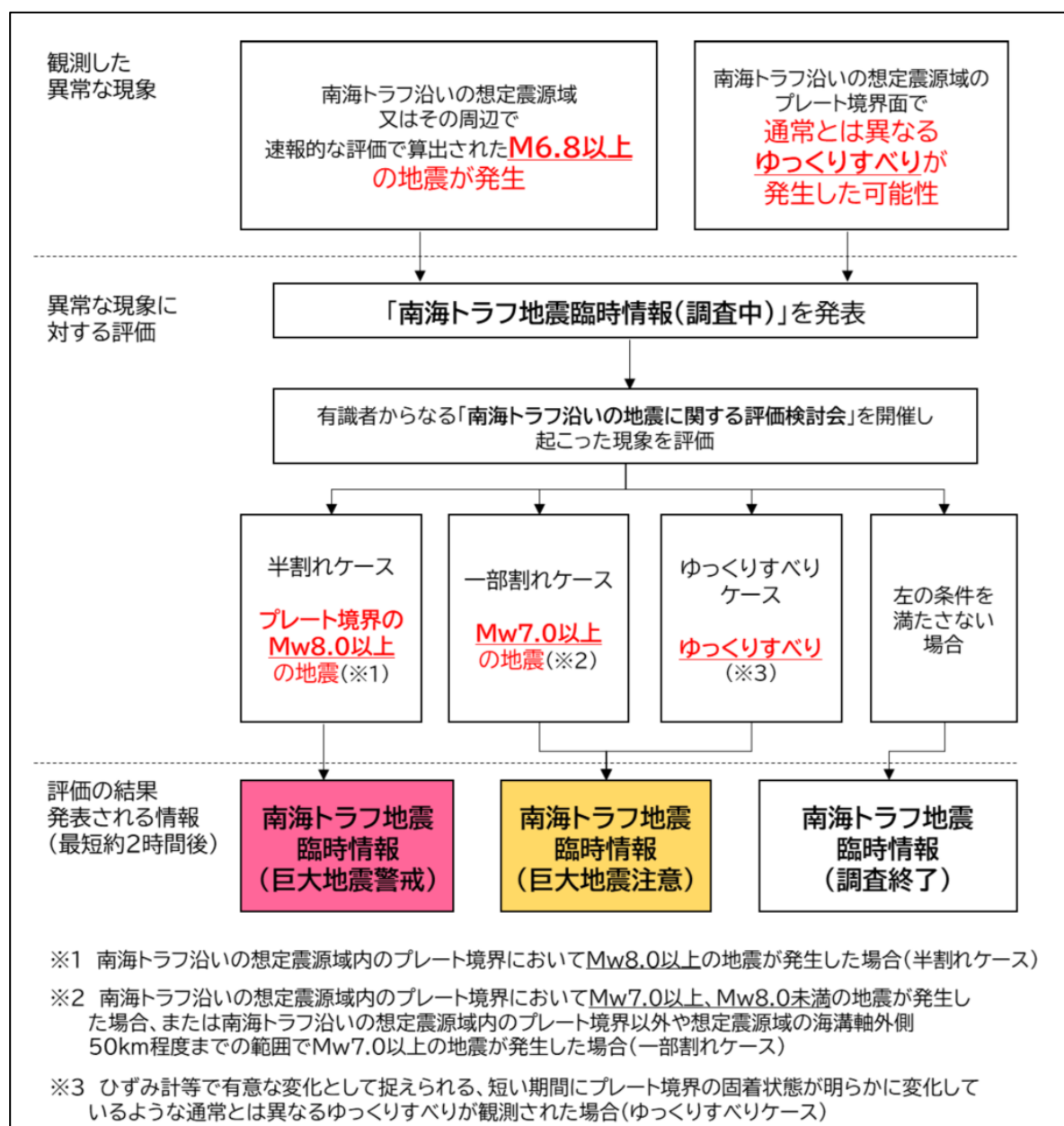
南海トラフ地震臨時情報の発表条件等は、図表6-1のとおりである。

図表 6-1 南海トラフ地震臨時情報の発表条件等（※）

情報名	情報が発表される条件
南海トラフ地震臨時情報	<ul style="list-style-type: none"> ○南海トラフ沿いで観測された異常な現象と南海トラフ地震との関連性について調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
キーワード	キーワードを付す条件
調査中	○南海トラフ沿いで観測された異常な現象と南海トラフ地震との関連性について調査を開始した場合、または調査を継続している場合
巨大地震警戒	○南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界において、Mw8.0以上の地震が発生したと評価した場合
巨大地震注意	<ul style="list-style-type: none"> ○南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界において Mw 7.0 以上、Mw 8.0 未満の地震が発生したと評価した場合 ○南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲で Mw 7.0 以上の地震が発生したと評価した場合 ○南海トラフ沿いの想定震源域のプレート境界面でひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常と異なるゆっくりすべりが観測されたと評価した場合
調査終了	巨大地震警戒、巨大地震注意のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

※「南海トラフ地震臨時情報防災対応ガイドライン（内閣府）」より

＜参考＞ 南海トラフ沿いで異常な現象を観測した場合の情報発表までの流れ



※「南海トラフ地震臨時情報防災対応ガイドライン(内閣府)」より

2 南海トラフ地震臨時情報発表時の参集について

(1) 参集ルール

南海トラフ地震臨時情報の発表時において、参集経路の交通途絶などが生じていない場合の参集手段は、職員が判断することとする。

ただし、南海トラフ地震臨時情報が発表された際は、震度5弱以下の地震の発生や津波注意報や津波警報が発表され、何らかの影響（被害）が発生している場合も想定されるとともに、後発地震の発生の確率が高まっている可能性があることから、自身の安全の確保を最優先のうえ参集することとする。

また、直ちに参集が必要となった職員のうち、何らかの事由等により参集が困難な者は、自所属及び参集場所に参集困難な事由を連絡したうえで、事由の解消または対処に目処が立ち次第、自所属及び参集場所へ再度連絡のうえ、参集するものとする。

なお、参集経路において交通途絶などが生じている場合のほか、後発地震により県内で震度5強以上の地震が発生、又は大津波警報（遠地地震を除く）が発表された場合は、第1編第5章「1 人的資源の確保」（3）①ア又はイに基づき参集する。

〔職員の平時からの心構え〕

全職員は、平時から、津波浸水想定区域図等の情報を確認し、事前に浸水区域を避けた安全な参集ルートを十分検討しておくことが重要である。

<参考> 高知県災害対策本部規程における震災時配備基準及び動員体制

配備体制	配備基準	動員体制
震災 第1配備 警戒体制	県内で「震度4」の地震が発生	○危機管理・防災課、南海トラフ地震対策課、消防政策課 ○地震関係部局*1本部連絡員 ○地震関係部局が定める関係課室及び出先機関
	予報区「高知県」に津波注意報が発表	○危機管理・防災課、南海トラフ地震対策課、消防政策課 ○津波関係部局*2本部連絡員 ○津波関係部局が定める関係課室及び出先機関
震災 第2配備 警戒本部 体制	県内で「震度5弱」の地震が発生	○危機管理部全職員 ○本部連絡員 ○各部局が定める関係課室及び出先機関
	南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表	○危機管理部全職員 ○津波関係部局*2本部連絡員 ○津波関係部局*2が定める関係課室及び出先機関

第1編 基本対策編 第6章 南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応

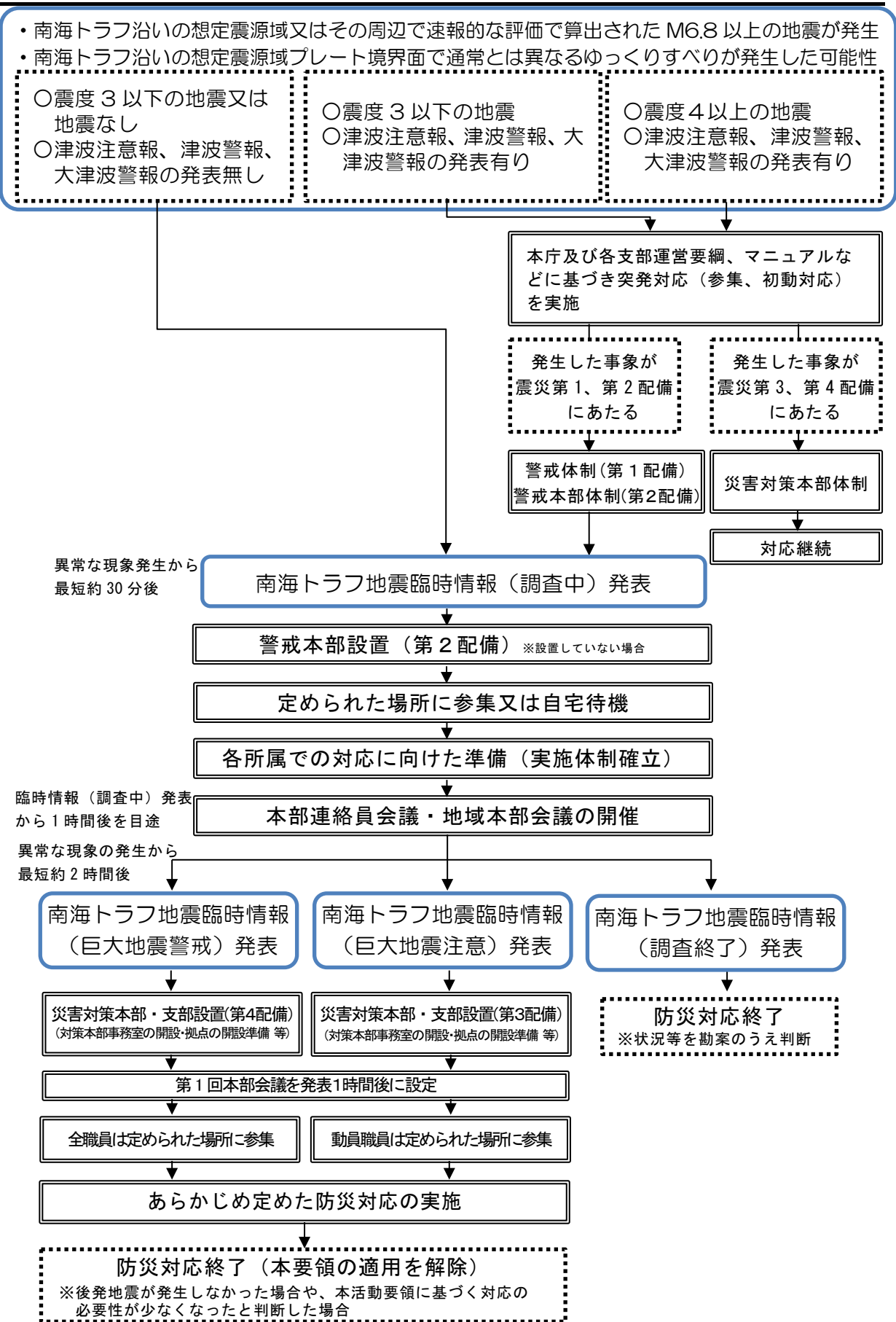
配備体制	配備基準	動員体制
震災 第3配備 災害対策 本部体制	県内で「震度5弱」の地震が発生し、かつ県内で甚大な被害が発生	○本部長及び副本部長 ○本部員 ○災害対策本部事務局 ○本部連絡員 ○各部局が定める関係課室及び出先機関
震災 第3配備 災害対策 本部体制	予報区「高知県」に津波警報が発表され、かつ県内で津波による甚大な被害が発生	○本部長及び副本部長 ○本部員 ○災害対策本部事務局 ○本部連絡員 ○各部局が定める関係課室及び出先機関
	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表	○本部長及び副本部長 ○本部員 ○災害対策本部事務局 ○本部連絡員 ○各部局が定める関係課室及び出先機関
震災 第4配備 災害対策 本部体制	県内で「震度5強」以上の地震が発生 予報区「高知県」に大津波警報が発表 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表	全職員※3

※1：地震関係部局：観光振興スポーツ部、林業振興・環境部、水産振興部、土木部及び県有施設を所管する部局

※2：津波関係部局：観光振興スポーツ部、林業振興・環境部、水産振興部、土木部

※3：会計年度任用職員及び任期付職員については、あらかじめ各所属長が指名した者であり、任用した業務の範囲内の対応とする。

(2) 南海トラフ沿いでの異常な現象の発生から参集、防災対応の流れ



3 臨時情報（調査中、巨大地震注意又は巨大地震警戒）が発表された場合の対応

主な防災対応は、次のとおりである。ただし、下記項目以外に必要な対応が求められる場合においては、適宜実施するものとする。

(1) 災害対策本部事務局、調整所（危機管理部ほか）

情報区分	主な防災対応
調査中	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 警戒本部体制（震災第2配備）の設置 ◇ 危機管理連絡員会議の開催 ◆ 各部局の体制の確認 ◆ 市町村や応急救助機関等の体制や防災業務の確認 ◆ 気象・地象情報等の収集 ◆ 防災行政無線等の非常通信手段の確保 ◆ 関係機関との連絡体制の確保、情報収集・共有 ◆ 動員職員の参集状況の確認
巨大地震警戒	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 災害対策本部（震災第4配備）の設置 ◇ 広域避難先の事前確認 ◇ 応急救助機関の受け入れ場所等の確認 ◆ 災害対策本部会議の開催（第1回本部会議を発表1時間後に設定） ◆ 県民への注意喚起 ◆ 気象・地象情報等の収集 ◆ 災害協定締結機関等への連絡体制の確保（情報提供、対応状況の確認） ◆ 市町村への事前対策等の防災業務の働きかけ ◆ 県内物資拠点等の開設手段確保に関する通知の発出 ◆ 災害対策本部の動員体制の確保（ローテーションの作成） ◆ 後発地震に備えたローテーションの準備 ◆ 後発地震に備えた応急対策業務の確認 ※ 上記に加えて「調査中」の防災対応（◆）を実施
巨大地震注意	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 災害対策本部（震災第3配備）の設置 ※ 上記に加えて「調査中」「巨大地震警戒」の防災対応（◆）を実施

(2) 災害対策支部（危機管理部ほか）

情報区分	主な防災対応
調査中	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 警戒支部体制（震災第2配備）の設置 ◇ 地域本部会議の開催 ◇ 市町村等の体制や防災業務の確認 ◆ 関係機関との連絡体制の確保、情報収集・共有 ◆ 動員職員の参集状況の確認
巨大地震警戒	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 災害対策支部（震災第4配備）の設置 ◆ 災害対策支部会議の開催 ◆ 市町村連絡員等の派遣の検討 ◆ 総合防災拠点の開設準備 ◆ 災害対策支部の動員体制の確保（ローテーションの作成） ◆ 後発地震に備えたローテーションの準備 ◆ 後発地震に備えた応急対策業務の確認 ※ 上記に加えて「調査中」の防災対応（◆）を実施
巨大地震注意	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 災害対策支部（震災第3配備）の設置 ※ 上記に加えて「調査中」「巨大地震警戒」の防災対応（◆）を実施

第1編 基本対策編 第6章 南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応

(3) 保健医療調整本部（健康政策部・子ども・福祉政策部を含む）

情報区分	主な防災対応
調査中	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 保健医療調整本部の設置準備（指揮命令の確立、役割分担の確認等） ◇ 「EMIS（広域災害救急医療情報システム）」を警戒モードに切替、医療機関の情報収集等 ◆ 保健医療調整本部のサテライト設置検討 ◆ 災害医療コーディネーターや医療機関との連絡体制の確保、情報収集 ◆ 医療機関等への注意喚起等（各種計画やマニュアルの確認、備蓄品や防災用設備の確認・調達、入院患者の引き渡し・転院の準備等の検討等） ◆ 人工透析医療機関や医療機器取扱業者への注意喚起 ◆ 医療機関等への情報収集や体制確保等の依頼（人工呼吸器装着者等の安否確認や電源確保等の把握、防疫実施にかかる体制確保等（各福祉保健所経由で依頼）） ◆ 各関係機関への事前対策等の防災業務の働きかけ ◆ 関係機関との連絡体制の確保、情報収集・共有 ◆ 職員の参集状況の確認
巨大地震警戒	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 保健医療調整本部の設置 ◆ 「EMIS（広域災害救急医療情報システム）」を災害モードに切替、各医療機関の情報収集等 ◆ 市町村医療保健活動拠点の情報収集（保健医療調整支部経由） ◆ 各避難所の情報収集 ◆ 国への報告（職員の稼働状況、応援要請の要否等） ◆ 災害協定締結機関への連絡体制の確保（情報提供、対応状況の確認） ◆ ドクターヘリの運行状況の確認 ◆ 防疫実施体制の確認（資機材確認等） ◇ 災害医療コーディネーターや関係機関等との参集の検討 ◇ 厚生労働省DMAT事務局の応援体制等を確認 ◆ 後発地震に備えた保健師・DHEAT受援体制の構築（応援調整・受援調整窓口設置の準備） ◆ 後発地震に備えた応急対策業務の確認 ◇ 後発地震に備えた本部人員の配備体制の作成 ※ 上記に加えて「調査中」の防災対応（◆）を実施
巨大地震注意	<ul style="list-style-type: none"> ※ 「調査中」「巨大地震警戒」の防災対応（◆）を実施

第1編 基本対策編 第6章 南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応

(4) 保健医療調整支部（健康政策部を含む）

情報区分	主な防災対応
調査中	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 保健医療調整支部の設置準備（指揮命令の確立、役割分担の確認等） ◆ 「EMIS（広域災害救急医療情報システム）」による医療機関の情報収集等 ◆ 薬事関係機関等の情報収集 ◆ 災害拠点病院の状況確認 ◆ 災害医療コーディネーターや医療機関との連絡体制の確保、情報収集 ◆ 医療機関等への注意喚起等（重点継続要医療者等への支援体制の確認、要配慮者の状況把握等） ◆ 医療機関等の情報収集、体制確保等の依頼（人工呼吸器装着者等の安否確認や電源確保等の把握、防疫実施にかかる体制確保等（保健医療調整本部から依頼）） ◆ 関係機関との連絡体制の確保、情報収集・共有 ◆ 職員の参集状況の確認
巨大地震警戒	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 保健医療調整支部の設置 ◆ 市町村医療保健活動拠点の情報収集 ◇ 災害医療コーディネーターや関係機関等との参集の検討 ◆ 各避難所の情報収集 ◆ 防疫実施体制の確認（資機材確認等） ◆ SCUや災害医薬品二次集積所の物品及び設置手順の確認 ◆ 後発地震に備えた保健師・DHEAT受援体制の構築（応援調整・受援調整窓口設置の準備）、支部人員の配備体制（ローテーションなど）の検討 ◆ 後発地震に備えた応急対策業務の確認 ※ 上記に加えて「調査中」の防災対応（◆）を実施
巨大地震注意	<ul style="list-style-type: none"> ※ 「調査中」「巨大地震警戒」の防災対応（◆）を実施

第1編 基本対策編 第6章 南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応

(5) 総合企画部

情報区分	主な防災対応
調査中	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 本部長（知事）、副本部長（副知事）への連絡調整 ◆ 公共交通の運行に関する情報収集 ◆ 関係機関との連絡体制の確保、情報収集・共有 ◆ 動員職員の参集状況の確認
巨大地震警戒	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 庁内ネットワーク保守業者との連絡体制の確保 ◇ 衛星携帯電話など通信連絡手段（東京事務所） ◇ 職員の帰高の検討等（東京事務所） ◆ 全国知事会との連絡体制の確保 ◆ 報道機関への対応（投げ込み等） ◆ 県HP等の更新（県民への注意事項等） ◆ 急を要さない会議の延期や出張の自粛の検討 ◆ 津波浸水区域外へ公用車の移動を検討 ◆ 公用車の燃料確保（満タン給油） ◆ 後発地震に備えた応急対策業務の確認 ※ 上記に加えて「調査中」の防災対応（◆）を実施
巨大地震注意	<ul style="list-style-type: none"> ※ 「調査中」「巨大地震警戒」の防災対応（◆）を実施

(6) 総務部

情報区分	主な防災対応
調査中	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 関係機関との連絡体制の確保、情報収集・共有 ◆ 動員職員の参集状況の確認
巨大地震警戒	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 総務省応急対策職員派遣制度におけるカウンターパート県との連絡体制の確保（秋田県、島根県） ◆ 所管施設及び設備に関する連絡（確認）体制の確保 ◆ 公用車を津波浸水区域外へ移動 ◆ 防災用資機材の再確認 ◆ 急を要さない会議の延期や出張の自粛の検討 ◆ 公用車の燃料確保（満タン給油） ◆ 後発地震に備えた応急対策業務の確認 ※ 上記に加えて「調査中」の防災対応（◆）を実施
巨大地震注意	<ul style="list-style-type: none"> ※ 「調査中」「巨大地震警戒」の防災対応（◆）を実施

(7) 子ども・福祉政策部

情報区分	主な防災対応
調査中	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 部内へ警戒態勢の指示 ◇ 所管施設へ注意喚起の準備を依頼（事前避難の推奨、後発地震に備えた対策の再確認等） ◆ 福祉施設等との連絡体制の確保、情報収集 ◆ 市町村への事前対策等の働きかけ（福祉避難所開設準備等） ◆ 県内DWA Tチームの派遣要請状況等の確認 ◆ 災害救助法適用に関する事前準備 ◆ 関係機関との連絡体制の確保、情報収集・共有 ◆ 動員職員の参集状況の確認
巨大地震警戒	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 全国社会福祉協議会のDWA T応援体制等を確認 ◆ 保健医療調整本部における福祉支援 ◆ 所管施設へ注意喚起の実施を依頼 ◆ 所管施設の開口部対策 ◆ 急を要さない会議の延期や出張の自粛の検討 ◆ 津波浸水区域外へ公用車の移動を検討 ◆ 公用車の燃料確保（満タン給油） ◆ 後発地震に備えた応急対策業務の確認 ※ 上記に加えて「調査中」の防災対応（◆）を実施
巨大地震注意	<ul style="list-style-type: none"> ※ 「調査中」「巨大地震警戒」の防災対応（◆）を実施

第1編 基本対策編 第6章 南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応

(8) 文化生活部

情報区分	主な防災対応
調査中	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 所管施設や国際交流協会等との連絡体制の確保、情報収集 ◆ 所管施設の安全確認（非常用発電設備の点検等） ◆ 所管施設や関係大学等への注意喚起や情報収集等 ◆ 防災資機材の確認 ◆ 関係機関との連絡体制の確保、情報収集・共有 ◆ 動員職員の参集状況の確認
巨大地震警戒	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 所管施設からの要請に対する支援・調整 ◇ 所管施設の閉館・閉園等の検討 ◇ 国民生活センターの相談体制の確認（消費生活センター） ◆ 急を要さない会議の延期や出張の自粛の検討 ◆ 津波浸水区域外へ公用車の移動を検討 ◆ 公用車の燃料確保（満タン給油） ◆ 後発地震に備えた応急対策業務の確認 ※ 上記に加えて「調査中」の防災対応（◆）を実施
巨大地震注意	<ul style="list-style-type: none"> ※ 「調査中」「巨大地震警戒」の防災対応（◆）を実施

(9) 産業振興推進部

情報区分	主な防災対応
調査中	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 所管施設の安全確認（非常用発電設備の点検等） ◆ 防災資機材の確認 ◆ 関係機関との連絡体制の確保、情報収集・共有 ◆ 動員職員の参集状況の確認
巨大地震警戒	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 急を要さない会議の延期や出張の自粛の検討 ◆ 津波浸水区域外へ公用車の移動を検討 ◆ 公用車の燃料確保（満タン給油） ◆ 後発地震に備えた応急対策業務の確認 ※ 上記に加えて「調査中」の防災対応（◆）を実施
巨大地震注意	<ul style="list-style-type: none"> ※ 「調査中」「巨大地震警戒」の防災対応（◆）を実施

第1編 基本対策編 第6章 南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応

(10) 商工労働部

情報区分	主な防災対応
調査中	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 所管する学校施設の職員や訓練生等の安全確認、帰宅手段の確認等 ◆ 関係機関との連絡体制の確保、情報収集・共有 ◆ 動員職員の参集状況の確認
巨大地震警戒	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 所管する学校施設の休校対応（原則、1週間） ◆ 所管施設の安全確認（非常用発電設備の点検等） ◆ 所管する学校施設の訓練生等への注意喚起（後発地震への備え等） ◆ 企業支援機関、業界団体、立地企業等への注意喚起（事前避難の推奨、後発地震に備えた対策の再確認等） ◆ 所管する学校施設の後発地震に注意した運営 ◆ イベント等（会議、セミナー、商談会、交流会、審査会等）の開催可否の検討 ◆ 津波浸水区域外へ公用車の移動を検討 ◆ 公用車の燃料確保（満タン給油） ◆ 後発地震に備えた応急対策業務の確認 ※ 上記に加えて「調査中」の防災対応（◆）を実施
巨大地震注意	<ul style="list-style-type: none"> ※ 「調査中」「巨大地震警戒」の防災対応（◆）を実施

(11) 観光振興スポーツ部

情報区分	主な防災対応
調査中	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 所管施設の安全確認（非常用発電設備の点検等） ◆ 所管施設の二次災害防止の指示 ◆ 所管施設の来館者への対応（安全確保指導や帰宅困難者対策等） ◆ 主要観光地（観光客）への対応 ◆ 関係機関との連絡体制の確保、情報収集・共有 ◆ 動員職員の参集状況の確認
巨大地震警戒	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 風評被害対策の事前準備 ◆ 急を要さない会議の延期や出張の自粛の検討 ◆ 津波浸水区域外へ公用車の移動を検討 ◆ 公用車の燃料確保（満タン給油） ◆ 後発地震に備えた応急対策業務の確認 ※ 上記に加えて「調査中」の防災対応（◆）を実施
巨大地震注意	<ul style="list-style-type: none"> ※ 「調査中」「巨大地震警戒」の防災対応（◆）を実施

第1編 基本対策編 第6章 南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応

(12) 農業振興部

情報区分	主な防災対応
調査中	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 農業大学生の安全確認・登下校の指示 ◆ 農業担い手育成センター研修生の安全確認 ◆ 関係機関との連絡体制の確保、情報収集・共有 ◆ 動員職員の参集状況の確認
巨大地震警戒	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 農業大学校の休校対応（マニュアルに基づく） ◇ 農業担い手育成センターの休講対応 ◇ 南国市との遺体安置所設置に関する調整 ◆ 関係機関や学生等への注意喚起（事前避難の推奨、後発地震に備えた対策の再確認等） ◆ 所管施設の安全確認（非常用発電設備の点検等） ◆ 急を要さない会議の延期や出張の自粛の検討 ◆ 津波浸水区域外へ公用車の移動を検討 ◆ 公用車の燃料確保（満タン給油） ◆ 後発地震に備えた応急対策業務の確認 ※ 上記に加えて「調査中」の防災対応（◆）を実施
巨大地震注意	<ul style="list-style-type: none"> ※ 「調査中」「巨大地震警戒」の防災対応（◆）を実施

第1編 基本対策編 第6章 南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応

(13) 林業振興・環境部

情報区分	主な防災対応
調査中	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 林業大学校での授業実施の判断 ◆ 関係機関との連絡体制の確保、情報収集・共有 ◆ 動員職員の参集状況の確認
巨大地震警戒	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 避難場所の受入れ準備の連絡（森林技術センター、森林研修センター情報交流館、林業大学校） ◇ 林業大学校における授業再開に向けた調整（他県の被害状況など勘案） ◇ 関係機関へ開催中のイベントの中止・延期検討の指示 ◇ 県営林事業の一時中止指示 ◇ 防潮堤の目視点検 ◇ 関係機関へ代替路抽出路線の情報共有 ◇ 海沿いの施設（協販所等）の原木流出防止策 ◆ 林業大学校の休校を検討（授業中止） ◆ 関係機関や林業大学生等への注意喚起（事前避難の推奨、後発地震に備えた対策の再確認等） ◆ 林業大学校における代替授業やリモート授業の検討 ◆ 工事契約業者等への注意喚起（事前避難対象地域内の工事現場への中止指示等） ◆ 急を要さない会議の延期や出張の自粛の検討 ◆ 津波浸水区域外へ公用車の移動を検討 ◆ 公用車の燃料確保（満タン給油） ◆ 後発地震に備えた応急対策業務の確認 ※ 上記に加えて「調査中」の防災対応（◆）を実施
巨大地震注意	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 林業大学校の休校対応（授業中止） ※ 「調査中」「巨大地震警戒」の防災対応（◆）を実施

(14) 水産振興部

情報区分	主な防災対応
調査中	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 各漁協と災害対応手順や事前措置等の再確認、呼びかけ ◇ 漁業関係者へフォークリフトや市場タンクなどの移動準備の指示 ◆ 市場の電算情報などのバックアップ状況の確認 ◆ 沿岸漁業無線ネットワークの利用に関する働きかけ ◆ 関係機関との連絡体制の確保、情報収集・共有 ◆ 動員職員の参集状況の確認
巨大地震警戒	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 漁業関係者への出漁の見合わせの要請 ◇ 各漁協の職員、市場関係者へ沿岸部から退避の要請 ◆ 漁業関係者へフォークリフトや市場タンクなどの移動状況の確認 ◆ 漁業関係者への注意喚起 ◆ 検査用機器の点検、消耗品の確保（内水面漁業センター） ◆ 急を要さない会議の延期や出張の自粛の検討 ◆ 津波浸水区域外へ公用車の移動を検討 ◆ 公用車の燃料確保（満タン給油） ◆ 後発地震に備えた応急対策業務の確認 ※ 上記に加えて「調査中」の防災対応（◆）を実施
巨大地震注意	<ul style="list-style-type: none"> ※ 「調査中」「巨大地震警戒」の防災対応（◆）を実施

第1編 基本対策編 第6章 南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応

(15) 土木部

情報区分	主な防災対応
調査中	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 気象・地象情報等の収集 ◆ 水門・樋門等の状況確認（開口部の確認） ◆ 被災建築物応急危険度判定支援本部の設置準備 ◆ 市町村の被災建築物応急危険度判定実施本部設置の事前確認 ◆ 関係機関との連絡体制の確保、情報収集・共有 ◆ 動員職員の参集状況の確認
巨大地震警戒	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 閉鎖可能な水門の部分的閉鎖 ◇ 被災宅地危険度判定、被災建築物応急危険度判定の事前準備 ◇ 県民への注意喚起（事前避難対象地域内での走行の抑制や迂回路の案内等） ◇ 工事契約業者等への注意喚起（事前避難対象地域内の工事現場への中止指示等） ◇ 工事契約業者等への現場対応の確認（工事資機材の搬出・固縛等の安全対策の確認） ◇ 指定管理者等へ施設利用者に対する注意喚起の指示 クルーズ客船等の寄港に関する調整 ◆ 閉鎖可能な陸ごうの閉鎖 ◆ 水門・陸閘等の点検、開口部対策の検討・実施 ◆ 被災建築物応急危険度判定に関する関係団体等との事前協議 ◆ 被災建築物応急危険度判定支援計画の作成準備 ◆ 関係機関への注意喚起（注意喚起の現場掲示等） ◆ 工事契約業者等への注意喚起（前避難対象地域にある工事現場への避難開始の指示等） ◆ 港湾施設や県営渡船等の利用者・指定管理者への注意喚起（事前避難体勢や避難計画の確認等） ◆ 所管施設の安全確認（非常用発電設備の点検等） ◆ 災害協定締結機関等への連絡体制の再確認 ◆ ダム臨時点検体制の再確認 ◆ 道路啓開に係る機関との連絡体制の再確認 ◆ 道路啓開の事前準備（人員調整、資機材や装備品の確認等） ◆ 災害復興住宅融資の事前確認 ◆ 各水道事業者の応急給水・応急復旧体制の確認 ◆ 建築基準法第84条に基づく建築制限手続き確認 ◆ 建設業者へBCPの再確認を依頼 ◆ 急を要さない会議の延期や出張の自粛の検討 ◆ 津波浸水区域外へ公用車の移動を検討 ◆ 公用車の燃料確保（満タン給油） ◆ 後発地震に備えた応急対策業務の確認 ※ 上記に加えて「調査中」の防災対応（◆）を実施
巨大地震注意	<ul style="list-style-type: none"> ※ 「調査中」「巨大地震警戒」の防災対応（◆）を実施

(16) 会計管理局

情報区分	主な防災対応
調査中	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 関係機関との連絡体制の確保、情報収集・共有 ◆ 動員職員の参集状況の確認
巨大地震警戒	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 指定金融機関等への注意喚起、休業予定等の確認 ◆ 会計検査、銀行検査の延期又は中止 ◆ 急を要さない会議の延期や出張の自粛の検討 ◆ 後発地震に備えた応急対策業務の確認 ※ 上記に加えて「調査中」の防災対応（◆）を実施
巨大地震注意	<ul style="list-style-type: none"> ※ 「調査中」「巨大地震警戒」の防災対応（◆）を実施

(17) 各種委員会事務局等（議会事務局、監査委員事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局、収用委員会事務局、選挙管理委員会事務局）

情報区分	主な防災対応
調査中	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 各議員への連絡調整、情報共有 ◆ 来庁者等の安否確認 ◆ 関係機関との連絡体制の確保、情報収集・共有 ◆ 動員職員の参集状況の確認
巨大地震警戒	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 急を要さない会議の延期や出張の自粛の検討 ◆ 津波浸水区域外へ公用車の移動を検討 ◆ 公用車の燃料確保（満タン給油） ◆ 後発地震に備えた応急対策業務の確認 ※ 上記に加えて「調査中」の防災対応（◆）を実施
巨大地震注意	<ul style="list-style-type: none"> ※ 「調査中」「巨大地震警戒」の防災対応（◆）を実施

第1編 基本対策編 第6章 南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応

(18) 教育委員会事務局

情報区分	主な防災対応
調査中	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 教育関係機関への注意喚起の準備（通知文書等） ◆ 所管施設の利用状況、利用者の安全の確認 ◆ 関係機関との連絡体制の確保、情報収集・共有 ◆ 動員職員の参集状況の確認
巨大地震警戒	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 市町村教育委員会へ休校対応の要請 ◇ 県立学校の休校対応（1週間休校） ◇ 県立学校における授業再開に向けた調整 ◇ 教育関係機関へ後発地震に備えた対策の確認依頼 ◆ 教育関係機関への注意喚起（通知文書の発出等） ◆ 市町村や教育関係機関へ職員や保護者等に対する注意喚起の指示 ◆ 所管施設の休館等の対応検討・実施（HPの更新、利用予定者への連絡） ◆ 避難所となっている所管施設の確認（避難所開設・運営状況等） ◆ 避難所開設に伴う黒潮町との連絡体制の確保（幡多青少年の家） ◆ 津波避難ビルへの避難者等の確認（オーテピア高知図書館） ◆ 急を要さない会議の延期や出張の自粛の検討 ◆ 津波浸水区域外へ公用車の移動を検討 ◆ 公用車の燃料確保（満タン給油） ◆ 後発地震に備えた応急対策業務の確認 ※ 上記に加えて「調査中」の防災対応（◆）を実施
巨大地震注意	<ul style="list-style-type: none"> ※ 「調査中」「巨大地震警戒」の防災対応（◆）を実施

(19) 公営企業局

情報区分	主な防災対応
調査中	<ul style="list-style-type: none"> ◇ ダム巡視点検（河川管理者へ点検結果の報告） ◆ 工業用水道の被災状況等の情報収集、関係機関への情報共有 ◆ 県立病院の被災状況情報収集、職員の安否確認 ◆ 県立病院の医薬品等の備蓄確認 ◆ 関係機関との連絡体制の確保、情報収集・共有 ◆ 動員職員の参集状況の確認
巨大地震警戒	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 県立病院への後発地震に備えた対応方針等の確認依頼 ◆ 関係機関への注意喚起（後発地震に備えた対策の再確認等） ◆ 工業用水道利用者からの問合せ対応の体制確認 ◆ 臨時情報の発表における勤務体制の確保（ローテーションの作成） ◆ 急を要さない会議の延期や出張の自粛の検討 ◆ 津波浸水区域外へ公用車の移動を検討 ◆ 公用車の燃料確保（満タン給油） ◆ 後発地震に備えた応急対策業務の確認 ※ 上記に加えて「調査中」の防災対応（◆）を実施
巨大地震注意	<ul style="list-style-type: none"> ※ 「調査中」「巨大地震警戒」の防災対応（◆）を実施

第7章 活動要領の定着に向けて

1 年度当初に各所属が行うこと

本活動要領の定着を図るため、各所属においては、以下のことを年度当初に決定し、自所属の職員に対して周知する。

- ①初動要員、本部事務局要員等を年度初めに決定し、掲示する
(本部事務局要員を選任する部局は、主管課が取りまとめ、危機管理・防災課に報告する)
- ②基本姿勢3カ条、自課の応急対策業務等を室内に掲示するとともに、年度初めに自所属の職員へ周知する
- ③勤務時間外の場合の参集場所について、各課で検討の上、掲示する
- ④災害用伝言ダイヤルの方法を掲示する

【掲示サンプル】

南海トラフ地震に備えて (R●年度○○課)

基本姿勢

- ◎職員の安全を確保しつつ、全庁を挙げた災害対応体制をただちに確立する
- ◎原則、通常業務はすべて停止する
- ◎発災後3日までは人命救助に関する業務を最優先する

初動要員

役職	氏名
○○	○○ ○○
●●	●● ●●
△△	△△ △△

参集場所

災害対策本部事務局要員
○○ ○○ ●● ●●
本庁舎3階 防災作戦室

その他の職員
本庁舎○階 ○○課

※上記に参集できない職員は
××総合庁舎××
◇◇総合庁舎◇◇ に参集する

部署	役職	課名	部署	電話	090-823-8651	2020	
【災害対策本部体制時の基本対応】							
*応急対策業務(応急業務および優先する調査業務)の執行							
*災害対策本部および関係部署の災害							
【緊急業務】							
優先順位	応急対策活動項目	第1フェーズ (2時間以内)	第2フェーズ (1日以内)	第3フェーズ (3日以内)	第4フェーズ (2週間以内)	第5フェーズ (1ヶ月以内)	関係部署
1	初動対応	職員の安全確保、職員の安全確認	課の参集状況を確認、応急体制の確保	職員の執務環境の整備	〇	〇	〇人事課
2	本部員及び関係本部員への情報伝達	災害対策本部事務局からの情報を速やかに伝達	〇	〇	〇	〇	〇災害対策本部事務局
3	本部員及び関係本部員の本部参集への処置の手配	移動手段の確保、途中の確保	〇	〇	〇	〇	〇災害対策本部事務局
4	被災への対応	日程調整、場所の確保	〇	〇	〇	〇	〇広報広聴課
5	本部員及び関係本部員の日程調整	既済日程のキャンセルと再調整	〇	〇	〇	〇	〇
6	関係部署の被害状況の把握	被害状況の把握と報告	〇	〇	〇	〇	〇課長課
7	課内のホームページ作成、更新に関する事項	〇	〇	〇	〇	〇	〇広報広聴課
8	課内関係の業務把握・調整・報告	〇	〇	〇	〇	〇	〇財政課
9	被災地の支援	〇	〇	〇	〇	〇	〇災害対策本部事務局
10	災害発生中関係者への対応	〇	〇	〇	〇	〇	〇災害対策本部事務局
【優先する調査業務】							
優先順位	通常業務	復旧目標レベル	復旧フェーズ				
1	復旧に関する業務	復旧性の高い業務等、文化事業の復旧	第5フェーズ				
【関係する関係】							

災害伝言ダイヤルの方法

☑ 伝言の録音方法

171 にダイヤル

ガイダンスが流れます

録音の場合 1

(...)

☑ 伝言の再生方法

171 にダイヤル

ガイダンスが流れます

再生の場合 2

(...)

2 各応急対策業務マニュアルの策定

各所属は、それぞれの応急対策業務を円滑に実施するために、第2編で示されている各応急対策業務にあたる体制、情報収集・伝達の方法、各種活動等の具体的な対応方法を定めたマニュアル等を策定しておく。

3 研修・訓練の実施

(1) 研修

南海トラフ地震のリスクを正しく理解し、事前の備えに取り組むとともに、有事の際に的確かつ迅速な行動ができる人材を育成するため、「高知県防災人材育成計画（令和7年3月策定）」に基づき、県職員の防災力向上に資する研修を実施する。

■研修内容（案）

研修項目	主な実施項目
災害対策関連法令	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策基本法の概要、基本理念について理解する。 ・災害対策基本法に定める都道府県や市町村の責務、役割や所掌事務について理解する。 ・災害対策基本法に基づく地域防災計画の位置付けを理解する。
高知県の災害対応体制と役割	<ul style="list-style-type: none"> ・高知県地域防災計画の概要を理解する。 ・高知県の災害対策本部及び支部の組織体制、役割について理解する。 ・総合防災拠点の概要を理解する。 ・災害時における市町村の業務を理解する。
高知県南海トラフ地震 応急対策活動要領	<ul style="list-style-type: none"> ・高知県南海トラフ地震応急対策活動要領の概要を理解する。 ・第1編（適用基準、応急対策業務の考え方、実施期間（フェーズ）、南海トラフ地震臨時情報発表時の高知県の対応 等） ・第2編（災害対策本部事務局の班や災害対策支部、一部の所属の応急対策業務タイムライン）
過去の大規模災害における 自治体の対応事例	<ul style="list-style-type: none"> ・石川県（令和6年能登半島地震）と高知県（平成30年7月豪雨）の対応を理解する。
大規模災害時の応援・受援	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の広域応援の必要性、枠組み、応援協定について理解する。 ・応急対策職員派遣制度及びアクションプランについて理解する。 ・災害時の物資支援の仕組みを理解する。
災害対策本部活動手順	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部活動におけるポイントを理解する。 ・演習（DIG訓練等）のイメージを理解する。
演習（DIG訓練等）	<ul style="list-style-type: none"> ・ファシリテーターから付与された情報を基に情報の収集、整理及び情報の分析、共有を実践する。

(2) 訓練

職員の災害対応能力の向上、本活動要領や各所属が策定したマニュアルの習熟や問題点のあぶり出し等を目的とし、以下のような、訓練の実施に取り組むものとする。

① 災对本部事務局を対象とした訓練

訓練	時期	概要
災害対策本部 図上訓練	年1回	<ul style="list-style-type: none"> ○災害時に想定される状況を、災害対策本部要員に付与し、実災害同様に関係者と調整し、災害対応を疑似体験する。 ○訓練準備として活動要領、本部事務局運営マニュアルの内容確認を行った上で、図上訓練を実施し、妥当性を点検する
災害対策支部 図上訓練	年1回	<ul style="list-style-type: none"> ○災害時に想定される状況を、災害対策支部要員に付与し、実災害同様に関係者と調整し、災害対応を疑似体験する ○訓練準備として活動要領、支部事務局運営マニュアルの内容確認を行った上で、図上訓練を実施し、妥当性を点検する

② 個別の応急活動を対象とした訓練

訓練	時期	概要
情報伝達訓練	年1回	<ul style="list-style-type: none"> ○外部の関係機関等に対して、災害時の通信手段を用いた情報伝達訓練を行う
保健医療調整本部 震災対策訓練	年1回	<ul style="list-style-type: none"> ○災害時に想定される状況を、保健医療調整本部要員に付与し、実災害同様に関係者と調整し、本部体制等についての機能と実効性に関する検証及び関係機関等との連携体制の構築を図る ○訓練準備として、調整本部要員を対象に、調整本部運営マニュアルの内容確認(読み合わせ等)の実施や災害図上訓練(DIG)等を実施する
物資配送訓練	年1回	<ul style="list-style-type: none"> ○協定先とともに、物資の受取・輸送の実動訓練を行う
安否確認訓練	年1回	<ul style="list-style-type: none"> ○職員の連絡に基づいて、災害時の安否確認手順の確認を行う